

官報

号外 昭和四十四年四月十七日

第六十一回 衆議院會議録 第二十七号

昭和四十四年四月十七日(木曜日)

議事日程 第二十号

昭和四十四年四月十七日

午後二時開議

- 第一 厚生省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第三 農業振興地域の整備に関する法律案(第五十八回国会、内閣提出)

- 一 國務大臣の演説(地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告について)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 農業振興地域の整備に関する法律案(第五十八回国会、内閣提出)
- 岡山大学における故有本宏警部補殉職等、公務執行中の警察官に対する暴力妨害事犯等に関する緊急質問(田村良平君提出)
- 米偵察機墜落事件に関する緊急質問(戸叶里子君提出)

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

野田自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての演説及び質疑

午後二時十九分開議
○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

日程第一 厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十四年二月十三日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

厚生省設置法等の一部を改正する法律(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。
第十三条第六号中「母子」の下に「及び寡婦」を加える。

第二十九条第一項の表中

「人口問題審議會」

人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣の諮問に応じて調査審議すること。

「人口問題審議會」

人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣の諮問に応じて調査審議すること。

改める。

第二十九条第一項の表を調査審議するに改める。
「医師研修審議會」の項中、「を調査審議し、」を削り、「事務をつかさどる」を「重要事項を調査審議する」に改める。

第二十九条第一項の表中

「医師試験研修審議會」

厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一條第二号に規定する実地研修及び同法第六條の二第一項に規定する臨床研修に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

「医師研修審議會」

厚生大臣の諮問に応じて、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護婦、看護士、理学療法士及び作業療法士の試験並びに医師法第十一條第二号及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一條第二号に規定する実地研修に関する重要事項を調査審議するほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健師、助産師、看護婦、看護士、理学療法士又は作業療法士の学校又は養成所若しくは養成施設の指定に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

第二十九条第一項の表を調査審議するに改める。
「保健師助産師看護婦審議會及び理学療法士作業療法士審議會」の項を削る。

第二十九条第一項の表を調査審議するに改める。

を削る。

第二十九条第一項の表を調査審議するに改める。
「及び妊産婦その他母性並びに母子家庭」を

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号 厚生省設置法等の一部を改正する法律案

「妊産婦その他母性、母子家庭及び精神薄弱者」に改める。

第三十六條の七第三号に次のただし書を加える。

ただし、年金保険部の主管に属するものを除く。

第三十六條の八に次の一号を加える。

三 船員保険の保険給付のうち老齢、廃疾、脱退及び死亡に関するもの（葬祭料を除く。）を受ける権利の裁定に関すること。

附則に次の一項を加える。

4 第二十九條第一項の表に掲げる附属機関のうち、児童手当審議会は、昭和四十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（栄養士法の一部改正）

第二条 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

第六條の二 栄養士試験及び管理栄養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養士管理栄養士試験委員を置く。

第七條中「外」を「ほか」に、「並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験」を「管理栄養士の登録、養成施設及び試験並びに栄養士管理栄養士試験委員」に改める。

（栄養改善法の一部改正）

第三条 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「を調査審議し、」を削り、「事務をつかさどらせる」を「重要事項を調査審議させる」に改める。

（医師法の一部改正）

第四条 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。

第五章 審議会を「第五章 審議会及び医師試験委員」に改める。

第二十六條中「医師国家試験、第十一條第二

号に規定する実地修練及び」及び、「並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせ」を削り、「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。

第二十七條から第二十九條までを次のように改める。

第二十七條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に医師試験委員を置く。

2 医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八條及び第二十九條 削除

第三十條中「医師試験研修審議会の委員」を「医師試験委員」に、「當つて」を「當たつて」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第五條 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第五章 審議会を「第五章 歯科医師試験委員」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に歯科医師試験委員を置く。

2 歯科医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八條中「審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「當つて」を「當たつて」に改める。

（歯科衛生士法の一部改正）

第六條 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「外」を「ほか」に、「掌らせる」を「つかさどらせる」に改める。

第十二條の二中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「當つて」を「當たつて」に改める。

（歯科技工法の一部改正）

第七條 歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に改める。

第十三條中「歯科医師試験審議会又は」を「歯科医師試験委員」に、「當つては」を「當たつては」に改める。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）

第八條 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「第三項」を「第三項」に、「當つては」を「當たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審議会」に改め、同条第三項中「當つては」を「當たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審議会」に、「以てを」もつて「に」改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に保健婦助産婦看護婦試験委員を置く。

2 保健婦助産婦看護婦試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條第一項中「掌らせる」を「つかさどらせる」に、「都道府県知事の監督に属する」を「都道府県に」に改め、「（以下試験委員という）」を削り、同条第二項中「試験委員の組織、委員の任期その他試験委員」を「看護婦試験委員」に改める。

（助産師法の一部改正）

第二十六條第一項中「審議会の委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員」に、「試験委員」を「看護婦試験委員」に改め、同条第二項中「審議会」を「医療関係者審議会」に、「聴かなければ」を「きかなければ」に改める。

第二十七條中「審議会の委員、試験委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員、看護婦試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「當つては」を「當たつては」に改める。

（理学療法士及び作業療法士法の一部改正）

第九條 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「審議会」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。

第七條第四項中「理学療法士作業療法士審議会」を「医療関係者審議会」に改める。

「第五章 審議会」を「第五章 理学療法士作業療法士試験委員」に改める。

第十八條を次のように改める。

（理学療法士作業療法士試験委員）

第十八條 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に理学療法士作業療法士試験委員を置く。

2 理学療法士作業療法士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九條中「審議会の委員」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。

第二十條を次のように改める。

（薬剤師法の一部改正）

第十條 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六号）の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

（薬剤師試験委員）

第十三條 試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に薬剤師試験委員を置く。

2 薬剤師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四條中「審議会の委員」を「薬剤師試験委員」に改める。

（薬事法の一部改正）

第十一條 薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）の一部を次のように改正する。

第三條中「（薬剤師国家試験に關する事項を除く）」を削る。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十二条 精神薄弱者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二章 精神薄弱者福祉審議会(第四条第八号)」を「第二章 削除」に改める。
第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四条から第八条まで 削除
第十六条第四項及び第二十一条中「審議会」を「中央児童福祉審議会」に改める。
(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び妊産婦」を「妊産婦及び精神薄弱者に改め、同条第七項中「児童」の下に「及び精神薄弱者」を加え、「玩具」を「がん具」に改める。
第九条第一項中「四十五人」を「五十五人」に改め、同条第三項中「児童の保護、保健その他」を「児童又は精神薄弱者の」に、「夫々」を「それぞれ」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十条及び第十一条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表養護審議会の項の改正規定、同表中医師試験研修審議会の項の改正規定並びに同表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六条の七第三号にただし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

理由
児童手当に関する重要事項を調査審議させるた

め、厚生省の附属機関として、児童手当審議会を設置するとともに、行政の能率化及び簡素化を図るため、医師、歯科医師等の試験に関する事務を試験委員につかさどらせ、現にこれらの事務をつかさどっている審議会の整理等を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事佐藤文生君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔佐藤文生君登壇〕

○佐藤文生君 ただいま議題となりました厚生省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、
第一に、本省の附属機関として児童手当審議会を設置すること。
第二に、医師、歯科医師等の試験の実施に関する事務を新たに設ける試験委員に行なわせることとし、現にこれらの事務を取り扱っている審議会の整理等を行ない、あわせて精神薄弱者福祉審議会を廃止し、その事項を児童福祉審議会に調査審議させること。

第三に、児童家庭局の所掌事務として、福祉に欠ける寡婦の福祉をはかることを加え、船員保険の年金部門の裁定に関する事務を年金保険部の業務とすること等であります。
本案は、二月十三日本委員会に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月十五日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「左の三種」を「次の四種」に改め、同項第三号中「交換設備及び」を「交換設備(通話の接続の全部又は一部が手動的に行なわれるものに限る。及び」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 集団電話 電話機及びその電話機が接続される交換設備(通話の接続の全部が自動的に行なわれるものに限る。)並びにその交換設備と局交換設備との間の電話回線からなるもの
第二十六条第二項中「及び共同電話」を「共同電話及び集団電話」に改め、同条第三項中「共同電話の種類は、」を「共同電話の種類は局交換設備と電話機との間の電話回線に、集団電話の種類は交換設備と電話機との間の電話回線に、それぞれ接続される」に改める。
第二十八条第一項中「若しくは共同電話」を「共同電話若しくは集団電話」に改め、同条第二項中「若しくは共同電話」を「若しくは共同電話」を「共同電話若しくは集団電話」に改める。

第二十九条第一項中「その区域内における加入電話の下に(集団電話を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第二項中「別に公社が定める額の料金の支払がある」を「別に定める費用の負担がある」に改める。
第三十条第一項中「(以下「電話加入区域」と総称する。内における加入電話の下に(「集団電話を除く。この項において同じ。)」を加え、同条第四項中「加入電話の下に(「集団電話を除く。)」を、「電話取扱局の下に」及び「集団電話を取扱すべき電話取扱局」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「(少い)」を「少ない」に、同条第四項中「(共同電話による通話)」を「共同電話若しくは集団電話による通話」に、「(共同電話の種類を含む。以下同じ。)」を「又は共同電話の種類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公社は、公社の予算の範囲内において、次に掲げる場合を除き、集団電話の設置についての加入電話加入申込の全部を承諾しなければならない。
一 同一の集団電話の交換設備により接続される加入電話加入申込に係る集団電話の電話機(第三十六條に規定する附属的なものを除く。)の数が、その集団電話の種類につき、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数に満たないとき(その加入電話加入申込に係る集団電話を設置するために新たに集団電話の交換設備の設置を要する場合に限る。)

昭和四十四年四月十七日 衆議院会議録第二十七号 厚生省設置法等の一部を改正する法律案 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

二 加入電話加入申込に係る集団電話の電話機の設置の場所が、その集団電話の種類につき、公社が郵政大臣の認可を受けて定める範囲の地域内になしとき。

第三十二条を次のように改める。

(普通加入区域外の加入電話の特別負担)

第三十二条 公社は、特別加入区域内又は電話加入区域外における加入電話(集団電話を除く。)の設置について加入電話加入申込があつたときは、一加入電話当たりの線路設置費を基準として、普通加入区域外の線路の長さに応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める費用を負担することを条件として、加入電話加入申込を承諾することができる。

第三十三条第一項中「加入電話の種類」の下に「若しくは共同電話の種類を加え、同条第二項中「少い」を「少ない」に改め、「又は共同電話」の下に「若しくは集団電話」を加え、「その共同電話の電話回線」を「その共同電話若しくは集団電話の電話回線」に、「その共同電話につき加入電話の種類」を「その共同電話又は集団電話につき加入電話の種類又は共同電話の種類」に改め、同条第三項中「加入電話の種類」の下に「又は共同電話の種類」を加える。

第三十五条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三十七条第二項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十条第二項中「郵政大臣の認可を受けて」を削る。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条 公社は、度数料金局について、その度数料金局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

種 類	加 入 電 話 等 の 数
一級度数料金局	八百未満
二級度数料金局	八百以上八千未満
三級度数料金局	八千以上五万未満
四級度数料金局	五万以上四十万未満
五級度数料金局	四十万以上

2 公社は、定額料金局について、その定額料金局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

種 類	加 入 電 話 等 の 数
一級定額料金局	二十五未満
二級定額料金局	二十五以上百未満
三級定額料金局	百以上二百未満
四級定額料金局	二百以上四百未満

五級定額料金局	四百以上八百未満
六級定額料金局	八百以上二千未満
七級定額料金局	二千以上

3 公社は、前三項の規定によりその種類を定めた度数料金局又は定額料金局について、その加入電話等の数が他の種類の度数料金局又は定額料金局に対応する数になつたときは、その日から一月以内に、その種類を変更し、これを公示しなければならない。

4 前三項の加入電話等の数は、次の各号に掲げる数を合算した数とする。

一 その電話取扱局及びその電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に收容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。)、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話及び第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話接続回線の数の合計数

二 その電話取扱局に收容されている加入電話から第四十六条第二号に規定する準市内通話をすることができ加入電話を收容している他の電話取扱局に收容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。)、及び公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話の数の合計数の十分の一

第四十六条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 近郊通話 一の単位料金区域内の電話取扱局(度数料金局に限る。)に收容されている電話からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域(公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものを除く。)内の電話取扱局に收容されている電話への通話の接続が自動的に行なわれる場合(通話の相手方たる電話を收容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれる場合を含む。)におけるその接続の方式による通話(準市内通話を除く。)

第五十二条第四項及び第五十四条中「郵政大臣の認可を受けて」を削る。

第五十五条の四第二項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

第七十五条中「準市内通話の料金」の下に、「近郊通話の料金」を加える。

第一百五条第一項中「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第五号中「又は共同電話」を、「共同電話又は集団電話」に改める。

別表第2から第7までを次のように改める。

第2 電話使用料(契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)

料 金 種 別	料 金	事務用	住宅用
1 度数料金制による場合			
イ 基本料			
単独電話及び構内交換電話 (構内交換設備及び内線電話 機に係るものを除く。)			
1 加入電話ごとに月額	700円	500円	
2 1級度数料金金局	850円	600円	
3 2級度数料金金局	1,000円	700円	
4 3級度数料金金局	1,150円	800円	
5 4級度数料金金局	1,300円	900円	
6 5級度数料金金局	7円	7円	
ロ 度数料			
市内通話1度数ごとに			
2 定額料金制による場合			
イ 単独電話			
1 加入電話ごとに月額	650円	390円	
2 1級定額料金金局	750円	450円	
3 2級定額料金金局	850円	510円	
4 3級定額料金金局	950円	570円	
5 4級定額料金金局	1,150円	690円	
6 5級定額料金金局	1,450円	870円	
7 6級定額料金金局	1,800円	1,080円	
ロ 構内交換電話(構内交換設備 及び内線電話機に係るものを除 く。)			
1 加入電話ごとに月額			
1 1級定額料金金局	1,000円	600円	
2 2級定額料金金局	1,150円	700円	
3 3級定額料金金局	1,300円	800円	
4 4級定額料金金局	1,450円	900円	
5 5級定額料金金局	1,750円	1,050円	
6 6級定額料金金局	2,200円	1,300円	
7 7級定額料金金局	2,700円	1,600円	

備考
1 住宅用とは、加入電話加入者(法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加
入者を除く。)がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 準市内通話料(加入電話から行なう通話に係るもの) 80秒までごとに 7円
第4 近郊通話料(加入電話から行なう通話に係るもの) 60秒までごとに 7円
第5 市外通話料(加入電話から行なう通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金	金 額
1 自動接続通話方式による通話に係るもの		
市外通話地域間距離		
20キロメートルまで		60 秒
30		38 秒
40		30 秒
60		21 秒
80		15 秒
100		13 秒
120		10 秒
160		8 秒
240		6.5 秒
320		5 秒
500		4 秒
750		3 秒
750キロメートルをこえるもの		2.5 秒
2 手動接続通話方式による通話に係るもの(準市内通話、近郊通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。)		
イ 普通通話料		
(1) その加入電話が収容されて いる電話取扱局の所在する単 位料金区域内の電話取扱局に 収容されている電話への通話 に係るもの	3分まで 12円 3分をこえる1分まで 4円	3分まで 9円 3分をこえる1分まで 3円
(2) その加入電話が収容されて いる電話取扱局の所在する単 位料金区域内の電話取扱局に 収容されている電話への通話 に係るもの	3分まで 15円 3分をこえる1分まで 5円	3分まで 12円 3分をこえる1分まで 4円

第47条第2項の規定によ
り公社が指定する地域相
互間の通話

位料金区域と隣接する他の単
位料金区域（公社が郵政大臣
の認可を受けて定める基準に
該当するものを除く。）内の電
話取扱局に収容されている電
話への通話に係るもの

(3) (1)及び(2)に掲げる通話以外
の通話に係るもの

市外通話地域間距離

20キロメートルまで

30	15円	5円	12円	4円
40	30円	10円	27円	9円
60	39円	13円	38円	11円
80	54円	18円	39円	13円
100	72円	24円	45円	15円
120	90円	30円	54円	18円
160	108円	36円	63円	21円
200	132円	44円	75円	25円
240	156円	52円	90円	30円
280	183円	61円	105円	35円
320	210円	70円	120円	40円
400	240円	80円	135円	45円
500	279円	93円	156円	52円
600	318円	106円	180円	60円
750	360円	120円	210円	70円
900	420円	140円	240円	80円
1,100	480円	160円	270円	90円
1,100	540円	180円	300円	100円
1,100キロメートルをこ えるもの	600円	200円	330円	110円

ロ 至急通話料
ハ 特別至急通話料
ニ 第49条又は第50条に規定する
通話の市外通話料

ホ 定時通話料
ヘ 予約通話料（予約の期間が1月
未満のものに係るものを除く。）

右記の料金額と同額
（月額）右記の料金額と同
額

普通通話料の2倍
普通通話料の3倍
普通通話料の3倍
普通通話料の4倍
普通通話料の90倍
（月額）普通通話料の90倍

備考
1 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
2 公社は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金
につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第6 設備料（加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が80日以内の加入電
話に係るものを除く。）

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	—加入電話ごとに 30,000円
2 共同電話に係るもの	—加入電話ごとに 20,000円
イ その電話機（第86条に規定す る附属的なものを除く。以下同 じ。）の数が2個である場合 ロ その電話機の数が3個以上で ある場合	10,000円
3 集団電話に係るもの	—加入電話ごとに 30,000円以内において、集団 電話の種類に応じ、公社が郵 政大臣の認可を受けて定める 額
4 構内交換電話に係るもの（構内 交換設備及び内線電話機に係るも のを除く。）	—加入電話ごとに 30,000円

第7 公衆電話料（公衆電話又は第8条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電
話から行なう通話に係るもの）

料 金 種 別	料 金 額
1 市内通話料	
イ 公衆電話から行なう通話に係 るもの	3分まで 1度数ごとに 10円
ロ 第8条第2号の規定による委 託により公衆の利用に供される 加入電話から行なう通話に係る もの	1度数ごとに 10円
2 準市内通話料（公衆電話から行 なう通話に係るものに限る。以下	80秒までごとに 10円

3 及び4において同じ。)			
3 近郊通話料	10円	60秒までごとに	
4 市外通話料	10円	次に掲げる秒数までごとに	
イ 自動接続通話方式による通話に係るもの			
市外通話地域間距離			
20キロメートルまで	60秒		
30 "	50秒		
40 "	38秒		
60 "	30秒		
80 "	21秒		
100 "	15秒		
120 "	13秒		
160 "	10秒		
240 "	8秒		
320 "	6.5秒		
500 "	5秒		
750 "	4秒		
750キロメートルをこえるもの	3秒		
ロ 手動接続通話方式による通話に係るもの (その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話、近郊通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。)			
(1) 公衆電話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話	第5の2のイからホまでに掲げる料金額と同額		
(2) その他の公衆電話	第47条第2項の規定により公衆が指定する地域相互間の通話	左記以外のもの	
(イ) 普通通話料	3分までごとに	3分までごとに	
① その公衆電話が収容されている電話取扱局の所	10円	10円	

在する単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話への通話に係るもの	15円	10円
② その公衆電話が収容されている電話取扱局の所在する単位料金区域と隣接する他の単位料金区域(公衆が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものを除く。)内の電話取扱局に収容されている電話への通話に係るもの		
③ ①及び②に掲げる通話以外の通話に係るもの		
市外通話地域間距離		
20キロメートルまで	15円	10円
30 "	30円	25円
40 "	35円	30円
60 "	50円	35円
(ロ) 至急通話料		
(イ) 特別至急通話料		
(ニ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額	普通通話料の2倍 普通通話料の3倍 普通通話料の3倍

備考

1 市外通話地域間距離の測定方法は、公衆が郵政大臣の認可を受けて定める。

2 公衆は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

3 公衆は、郵政省令で定めるところにより、公衆電話についてはこの表の1のイの(1)又は(2)、公衆電話及びこの表の1のロの加入電話については4のロの(1)、4のロの(2)又は1のロのいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置をとるものとする。

臣等以下は、このように定める。

第8 専用設備たる回線の専用の料金(市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が1年以上のものに係るもの)

(月額)第5の2のイの(3)の料金額の欄の右欄の3分までの欄に掲げる額の6,000倍以内において公衆が郵政大臣の認可を受けて定める額

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。

(公衆電気通信役務の料金に関する経過措置)

2 この法律の施行前に支払い、又は支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

(試行契約に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に、公衆電気通信法(以下「公衆法」という。)第十二条の二の規定により日本電信電話公社(以下「公社」という。)が試行的に提供する公衆電気通信役務に係る次の表の上欄に掲げる契約約款に基づき公社が締結している契約は、この法律の施行の時に於いて、それぞれ公衆法第二十七条の規定により公社が締結した同表の下欄に掲げる加入電話加入契約とみなす。

農村集団自動電話試行のための契約約款(昭和三十九年日本電信電話公社公示第四十号)	集団電話に係る加入電話加入契約
集合自動電話試行のための契約約款(昭和四十二年日本電信電話公社公示第七十九号)	集団電話に係る加入電話加入契約
団地自動電話試行のための契約約款(昭和三十九年日本電信電話公社公示第四十一号)	共同電話に係る加入電話加入契約

(普通加入区域外の加入電話等の特別負担の返還に関する経過措置)

4 改正前の公衆法第三十二条第一項(第三十三条第三項、第三十四条第二項及び第五十五条の五において準用する場合を含む。)の規定により負担をさせて設置した線路(設置の後五年以上経過したものを除く。)の全部又は一部を利用して、この法律の施行後において、特別加入区域内若しくは電話加入区域外における加入電話の設置若しくは種類の變更、特別加入区域内若しくは電話加入区域外における加入電話の設置の場所の變更又は電話加入区域外における加入電信の設置若しくは電信加入区域外の場所への加入電信の設置の場所の變更を行なう場合における当該負担させた金額の返還については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)

6 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「種類に応じ」を「種類(公衆電気通信法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正前の公衆電気通信法第四十四条の規定の例により公示する種類をいう。以下電話取扱局について同じ。)に」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 集団電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局及び集団電話の種類に「応じ、十五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

第十一条中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第四号」に改める。

(有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法の一部改正)

7 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭和二十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は電話加入区域外においてその加入電話の復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、一加入電話当たりの線路設置費を基準として、普通加入区域外の線路の長さに応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める費用を支払わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十四条 削除

(有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法の一部改正に伴う経過措置)

8 改正前の有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法第十三条第一項の規定により費用の支払をさせ、又は改正前の公衆法第三十二条第一項の規定により負担をさせて設置した線路(設置の後五年以上経過したものを除く。)の全部又は一部を利用して、この法律の施行後において、特別加入区域内又は電話加入区域外において戦災電話の復旧工事を完了する場合及び加入電話の設置又は種類の變更を行なう場合における当該支払わせ、又は負担させた金額の返還については、なお従前の例による。

理 由

電話の利用者の料金負担の適正化を図るため電話の基本料及び近距離の通話料を改定するとともに、集団電話を法定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長井原岸高君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔井原岸高君登壇〕

○井原岸高君 ただいま議題となりました内閣提出の公衆電気通信法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、法律案の内容を御説明いたします。

本案は、電話利用者の料金負担の適正化をはかるため、電話の基本料及び近距離の通話料を改定するとともに、集團電話を法定するなどの改正を行なうとするものであります。

まず、基本料につきましては、現在、料金の区分が十四段階に分かれていたのを五段階に統合するとともに、料金の水準を引き上げ、大局、小局間の料金格差を縮小することにいたしております。

また、近距離通話料につきましては、準市内通話料を安くするほか、新たに低料金の近郊通話を設けるなどの引き下げを行なうことといたしております。

次に、集團電話につきましては、現在、試行的に実施されている農村集團自動電話及び集合自動電話を新たに集團電話として法定し、その提供条件等を定めることとしております。

このほか、本案には、公衆電話の市内通話を三分で打ち切ることなどの改正が含まれております。

なお、この法律は、昭和四十四年十月一日から施行することとなっております。

通信委員会におきましては、二月十九日本案の付託を受け、自來、數回の會議を通じて政府並びに日本電信電話公社当局に対し質疑を重ねてまい

りました。四月十六日、質疑を終了、直ちに採決の結果、賛成多数をもってこれを可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、採決の後、委員会は、政府並びに公社当局に対する二項の要請を内容とする附帯決議を付することを全会一致で可決いたしました。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第三 農業振興地域の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第三、農業振興地域の整備に関する法律案を議題といたします。

農業振興地域の整備に関する法律案

右

昭和四十三年四月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 農業振興地域整備基本方針(第四条—第五条)

第三章 農業振興地域の指定等(第六条—第七条)

第四章 農業振興地域整備計画(第八条—第十三条)

第五章 土地利用に関する措置(第十四条—第十九条)

第六章 雑則(第二十条—第二十三条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に關し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

第二条 この法律に基づき農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に關する公共投資その他農業振興に關する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。

(定義)

第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地

二 木竹の生育に供され、あわせて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(前号に掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要

な施設の用に供される土地

第二章 農業振興地域整備基本方針

(農業振興地域整備基本方針の作成)

第四条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に關し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業振興地域の指定の基準に関する事項

二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

三 農業振興地域における土地の農業上の用途区分の基準に関する事項

四 農業振興地域における農業生産の基盤の整備及び開発、農地保有の合理化並びに農業の近代化のための施設の整備に關する基本的な事項

3 農業振興地域整備基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に關する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に關する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 農林大臣は、都道府県知事に対し、農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に關する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。

5 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

6 農林大臣は、前項の承認をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農業振興地域整備基本方針の変更)

第五條 都道府県知事は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備基本方針を変更するものとする。

2 前条第四項から第七項までの規定は、農業振興地域整備基本方針の変更について準用する。

第三章 農業振興地域の指定等

(農業振興地域の指定)

第六條 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和四十三年法律第 号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三條第一項の規定による協議がととのつたものについては、してはならない。

4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

5 農業振興地域の指定は、農林省令で定めるところにより、公告してしなければならない。

6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(農業振興地域の区域の変更等)

第七條 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第四章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第八條 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

三 農地保有の合理化のための農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に関する権利の取得の円滑化に関する事項

四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

第九條 都道府県は、政令で定めるところにより、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項で受益の範囲が広域にわたるものその他当該都道府県における農業振興地域を通ずる広域の見地から定めることが相当であるものを内容とする農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 都道府県は、前項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、関係市町村の同意を得なければならない。

(農業振興地域整備計画の基準)

第十條 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第四條第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち第八條第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地で、その土地の位置その他の条件及び当該農業振興地域における農業経営の動向からみて当該農業振興地域において農業の振興を図るための措置を総合的かつ計画的に実施するためにはその土地の農業上の利用を確保することが必要であるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要限度において区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

(農用地利用計画の決定手続)

第十一條 市町村は、農業振興地域整備計画を定

めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供し、なければならない。

2 前項の農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。

3 市町村は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

4 前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に対し審査を申し立てることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による審査の申立てを受理したときは、審査の申立てを受理した日から六十日以内にこれを裁決してしなければならない。

6 第二項の規定による異議の申出又は第四項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)中異議申立て又は審査請求に関する規定(同法第十四條第一項本文及び第四十五條を除く。)を準用する。

7 市町村は、第二項の規定による異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第三項の規定による決定があり、かつ、第四項の規定による審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第五項の規定による裁決があつたときでなければ、第八條第三項の認可の申請をしてはならない。

8 第三項又は第五項の規定による決定又は裁決については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。農用地利用計画につい

ての不服を理由とする第八条第三項の認可について不服申立てについても、同様とする。

9 市町村は、国有地を含めて農用地区域を定めようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。次項において同じ。)の承認を受けなければならない。

10 各省各庁の長は、前項の承認の申請があつた場合において、その国有地についての長期にわたる利用方針を勘案して、その国有地を農用地等としての利用に供することが適当であると認めるときは、その承認をするものとする。

(農業振興地域整備計画の公告等)

第十二条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、都道府県にあっては農林大臣及び関係市町村長に、市町村にあっては都道府県知事を経由して農林大臣に、当該農業振興地域整備計画書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事又は市町村長は、農林省令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所において縦覧に供しなければならない。

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画について前項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示

することができる。

3 第八条第三項及び第十一条の規定は市町村が行なう第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第九条第二項の規定は都道府県が行なう第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、前条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替へるものとする。

第五章 土地利用に関する措置

(土地利用についての勧告)

第十四条 市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を農用地利用計画において指定した用途に供するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(都道府県知事の調停)

第十五条 市町村長が前条第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算して二箇月以内に、農林省令で

定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、すみやかに調停を行なうものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行なう場合には、当事者の意見をきくとともに、関係市町村長に対し助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第十六条 国及び地方公共団体は、農用地利用計画を尊重して、農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるように努めなければならない。

(農地等の転用の制限)

第十七条 農林大臣及び都道府県知事は、農用地区域内にある農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項、第五条第一項及び第七十三条第一項の許可に関する処分を行なうに当たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにならなければならない。

(農地等についての権利の取得のあつせん)

第十八条 農業委員会、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第六条第二項の規定に基づき、農用地区域内にある同条第二項の農地等について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行なうに当たつては、農業振興地域整備計画に基づき、これらの土地に関する権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化に資することとなる

ようにしなければならない。

(適用除外)

第十九条 農用地区域内にある土地であつて、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六條第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されるものについて、この章の規定を適用しない。

第六章 雑則

(援助)

第二十条 国及び都道府県は、農業振興地域整備計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

(生活環境施設の整備)

第二十一条 国及び地方公共団体は、農業振興地域整備計画の達成に資するため、当該農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するように努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第二十二条 国は、農用地区域内において農用地等としての利用に供するため必要があると認めるときは、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第四条の規定の趣旨に即し、農業振興地域における農業の振興に資するため積極的に国有林野の活用を図るよう努めるものとする。

(土地の譲渡に係る所得税等の軽減)

第二十三条 個人がその所有する土地を第十四条第二項の規定による勧告に係る協議、第十五条第一項の調停又は第十八条の規定による農業委員会等のあつせんによつて譲り渡した場合に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、その譲渡に係る所得

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

農業振興地域の整備に関する法律案 岡山大学における故有本宏警部補殉職等、公務執行中の警察官に対する暴力妨害等に関する田村良平君の緊急質問

七三八

〔報告書は本号末尾に掲載〕

税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

2 前項に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の所有権の取得の登記については、租税特別措置法の定めるところにより、登録免許税を軽減する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第三項の規定は、都市計画法の施行の日から施行する。

(農林省設置法の一部を改正)

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第八号及び第三十六條第五号中「農山漁村」を「農業振興地域整備計画その他農山漁村」に改める。

理由

最近における農業の動向及び農業地域における土地利用等の状況にかんがみ、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、土地の農業上の有効利用、農地保有の合理化及び農業の近代化のための施設の整備に關し必要な施策を計画的に推進するため、農業振興地域の指定をし、及び農業振興地域整備計画の樹立をすることにより、この計画の達成のため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事安倍晋太郎君。

〔安倍晋太郎君登壇〕
○安倍晋太郎君 たいだいま議題となりました内閣提出、農業振興地域の整備に関する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年における国民経済の高度成長のもとで、地域の社会経済情勢は著しい変貌を遂げ、特に、都市地域への人口集中と工業開発及び交通網の整備の進展に伴って、農地の無秩序な壊廃、土地利用度の低下、農業経営の粗放化など、憂慮すべき問題が都市周辺から農村地域まで波及していく傾向があらわれてまいりました。

本案は、このような情勢に対処し、将来にわたって農業地域として保全し、形成すべき地域については、これを農業振興地域に指定し、これらの地域に対して、農政各般にわたる施策を総合的に集中実施することにより、地域の条件に応じた土地の農業上の有効利用と生産性の高い農業経営の育成をはかりとするものであります。

本案は、第五十八回国会に提出され、今国会まで引き続き継続審査となってきたものであります。

農林水産委員会におきましては、慎重審議の末、四月二日、質疑を終了、四月十六日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対し、本制度の運用にあたっては、全国的視野から、その指針となるべき農業生産の地域分担のあり方を明らかにすることなど、四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

岡山大学における故有本宏警部補殉職等、公務執行中の警察官に対する暴力妨害等に関する緊急質問(田村良平君提出)
○西岡武夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、田村良平君提出、岡山大学における故有本宏警部補殉職等、公務執行中の警察官に対する暴力妨害等に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

田村良平君提出、岡山大学における故有本宏警部補殉職等、公務執行中の警察官に対する暴力妨害等に関する緊急質問を許可いたします。田村良平君。

〔田村良平君登壇〕

○田村良平君 たいだいま議題となりました案件につきまして、緊急質問をいたします。

警察官が殺された。しかも、公務執行中に学生が警察官を殺した。何というおそろべき事件でありましょう。また、何という悲惨な事件でありましょう。

私は、自由民主党を代表いたしまして、去る四月十二日、岡山大学構内における捜査検証令状の執行にあたり、過激派学生の無謀なる投石のため、有本巡査の殉職という不幸なことに不幸な、痛ましい事件の発生に關連し、總理並びに關係大臣に

対し、教育の本質と治安について、その所信と対策をたださんとするものであります。(拍手)
なお、私は、これに先立ちまして、このたびの過激派学生の投石によりとうとう生命を奪われし有本警部補のみたまに對し、つつしんで哀悼の意を表するとともに、御遺族に對しまして深甚なる弔意とお見舞いを申し上げる次第でございます。(拍手)

さて、大学紛争をめぐり警察官が殺されました事件は、昨年九月四日、神田日大におきます強制執行の際、警視庁第五機動隊の西条警部が同じく投石により死亡いたしました。有本警部補で二人目の警察官の犠牲者を出したのであります。学園の紛争、この暴力は、もはや断じて許すべきではありません。(拍手)

言うまでもなく、教育は真善美、世界全人類の福祉に貢献すべき真理を探究し、幅広い科学の探究に精励するものであるにもかかわらず、しかも、その最高の学府たる大学の現状は、はたしていかでありますや。東大においては、四億を上回る破壊がなされたというのに、一体だれがどのような責任をとられましたか。このたびは、岡山大学において公務執行中の有本巡査が殺されたのであります。いまや大学は、角材と敷石、破壊と殺人、組織された暴力集団の革命演習場となり果てたのであります。(拍手)このことは、もはや警察以前、治安以前の問題ともいふべきであります。すなわち、かかる事態については、まずもってその大学当局自身が、大学教育それ自体の正常化についての責任ある処置が具体的になさるべきであります。学長がつかの間に上げられ、教授が監禁され、教室が占拠され、入学試験ができなない、卒業式ができない、ヘルメットにはおかぶり、まさか、これが大学の制服ではありません。土木工事の作業員でもないのに、一体何で大學生の勉強に角材やヘルメットが必要であります。このときすでに、事実上は集団暴力破壊活動が計画されているのではありません。

しょうか。もはや、これでは学校ではございませ
ん。大学に通う今日のわが子を見るとき、来年に
は大学に進まんとするきょうだいと思うとき、国
民に対して、はたしてかかる暴力大学が許さるべ
きものでありましょか。もはや大学ではありま
せん。総理並びに文部大臣の御見解をまずもって
承りたいものであります。

次いで、特に国家公安委員長並びに文部大臣に
次の点をお尋ねいたしたいと思います。

今回の岡山大学の事件は、昨年九月十七日、大
学構内の公道でデモの整理中の警察官を殴打した
学生二名が逮捕されたのが紛争の始まりといわれ
ております。いわゆる学園の自治、学園の自由とは
およそ無関係なところに端を発しておるのであり
ます。その後、岡山大学学長の告発に基づいて行
なわれました捜査検証令状の執行に対して学生が
投石し、有本巡査が殺されたのであります。四十
二年の十月からことしのたいま現在まで、一万を
こす警察官がこれら学園紛争のために負傷いたし
ております。なおまた、四百人近い入院警察官を
かかえておる状態でありま。

このたびの事件について、警察当局は、これら過
激派学生の今後の警備について、一体どのような
方針をもって臨まれんとするの、国家公安委員
長の所見を問うものであります。

一般通行人が道路の敷石をたたき割って警察官
目がけて投げつけたら、一体どういうことになり
ましょか。いな、その敷石をはがしたそれ自体の
みでも、すでに許されぬことであります。それが
が学生なら許される、集団暴力であるがゆえに放
置されるならば、一体法治国家の権威、はたして
いかにありましょか。(拍手)今回有本巡査に石
を投げ、有本巡査を殺した学生は、たいまもなお
学生証を所持し、しかも、大学当局からは何の処分
も受けることなく、依然として大学生としてま
かり通つておるのであります。これで学園の真の自
治、また、学園の自由が一体保たれるのでありま
しよか。一日もすみやかに厳正な処置がなされ

べきであると考えますが、具体的にその御所見を
承りたいのであります。

国民の血税による大切な教育の殿堂、国立大学
が暴力団に占拠され、新入進学者は受験すら不可
能な今日の荒れ果てた大学の姿、文部大臣、大臣
が何人就任いたしましよとも、一体日本の教育
ははたしていかに向かうのでありましょか。

民族の繁栄と国家の興亡の岐路は、実に教育に
あるのであります。小学校からの道徳教育こ
そ、勇断もつてわが国教育の基本としなくてはな
りません。(拍手)かのソ連においても、中国にお
いても、小学生、中学生の義務教育の基本対策
は、実は日本のかつて歩いてまいりました倫理教
育の精神と全く同じものであります。(拍手)

大学が政権闘争、思想闘争、さらには七〇年安保
闘争のとりでと化すことは、まことに憂慮にたえ
ません。一日も早く正常な学園に返り、真に学園
の自由と権威ある教育の殿堂として、国民から信
頼と尊敬に足る最高学府としての面目を一新され
んことをこいねがいつつ、私の質問を終わる次第
であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) まず、有本警部補
の殉職に対して心から哀悼の意を表し、つつしん
で弔意とお見舞いを申し上げるものであります。

さて、ただいま田村君から御指摘がありました
ように、有本警部補の殉職事件は、もはや学園の
自治の限界をはるかに越えたものであり、まこと
に憂慮すべき事態であります。同時に、学生運動
自体が学生運動の範囲を越えて、誤った方向に走
りつつあることを示すものであります。今日、学
生運動は世界先進国の共通の悩みといわれます
が、特に、わが国の場合、あらゆる既成秩序を否
定する破壊主義、暴力主義が横行し、単なる教育
問題にとどまらず、大きな社会問題、政治問題と
なっているものであります。私は、戦争経験を経た
世代と、戦後に育った若い世代との間には、いわ
ゆる意識的または感覚的な断絶があるという事実

はよく認識しております。しかしながら、日本民
族が長い歴史ときびしい試験の末つかみ取った民
主主義体制こそは、あらゆる年代の差を乗り越え
て、国民全部で守り抜かねばならないものである
と確信いたしております。(拍手)

いまさら申し上げるまでもなく、民主主義は一
見回りくどく見えますが、いかなる他の急進的手
段を用いても、民主主義社会にまさる理想社会を
達成することの不可能なことは、歴史の示すとお
りであります。(拍手)若い青年や学生諸君は、自
己の人生を追求すると同じ熱意を持って取り組ん
でもらいたい点であります。

以上の観点から、政府は、社会の秩序維持と市
民社会を暴力から守るために、万全の措置をとる
決意であります。全国の教師、学生諸君は、目前
の事象に惑わされたり、おぼれたりすることな
く、国民的要請にこたえていただくよう熱望して
やみません。

特に、最近の大学紛争の経過を見ますに、長
期間にわたるバリケードで封鎖をしたり、暴力事
件が発生したりしているにもかかわらず、御指摘
のように、学生の処分はおろか、警察への被害申
告すらされておらないという学校当局の消極的態
度は、暴力の横行を助長し、その手段も次第に過
激なものになってきているものと考へます。した
がって、これらの学生の暴力行為については、ま
づ大学当局が、暴力は絶対に否定されなければな
らないことを再確認し、勇断をもって学園から暴
力を排除するための具体的措置を積極的に講ずる
ことが何より必要であると考へます。このよう
な態度で臨んでも、なお大学構内で暴力行為等の法
律違反の行為があり、大学当局として措置できな
い場合には、警察当局の手で厳正な取り締まりを
行なうよう措置されることが必要であると考へま
す。

しかし、何より大切なことは、社会の各界各層
において、き然たる態度で暴力否定の機運を盛り
上げ、関係者それぞれの立場で暴力排除のための

具体的な措置が的確にとられることであり、これ
によって、初めてこの種事件の続発が予防できる
ものと思ひます。

今回の有本警部補の殉職事件に関連して、第一
線の警察官は、暴力を取り締まる職責の重大さに
ついて自覚を新たにして、士気は十分高揚してい
ると聞いております。また、各方面の方々から、
有本警部補の殉職に対し、心からなる丁寧な弔意
が寄せられ、警察に対して多大の激励が寄せられ
ていると聞いております。むしろ、この事件を契
機に、社会の各層において暴力排除の機運が大き
く盛り上がることを期待し、かつ、心から切望す
る次第であります。

以上をもちまして、私のお答えをいたします。
(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇〕

○国務大臣(坂田道太君) まず、岡山大学におき
まして、学生の暴力によりとうとう人命を失うと
いう、まことに不幸な事態を惹起いたしましたこ
とに対し、文部大臣として責任を痛感することと
も、故有本警部補並びに御遺族に対して、心からお
わびとお悔やみを申し上げる次第でございます。

このような事態に至りました背景には種々複
雑な問題があると思ひますが、私は、今日、大学の
自治のあり方を誤解し、あたかも大学が治外法権
の場であるかのごとき錯覚を持つて、みずからの
主義、主張を暴力を用いてでも貫徹しようとする
行動を一部の学生がとつたにもかかわりませず、
大学当局が有効適切な措置を講じ得なかつた責任
は、軽くないと思ひます。ことに、岡
山大学では、本年の入学試験実施の際に、警官に
守られた入学試験には協力できないなど声明を
出しまして、そうして不協力的態度を示すなど、
国民のわれわれの常識から考へますと、まことに
いかにがかわるべきような行為をしておるとい
う、こいういような教官のものの考へ方あるいは
意識というものが、影響がないとは私は申されな
いと思ひます。

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

岡山大学における故有本宏警部補殉職等、公務執行中の警察官に対する暴力妨害事犯等に関する田村良平君の緊急質問

七四〇

今日、大学当局や教授が申します、いわゆる大学における学問の自由、あるいは大学の自治というものは、いまや一部学生の暴力によって失われているのであります。大学に暴力が横行いたしました限り、良識と理性の府たる大学は、もはや存立できないと私は思うのであります。今日、私は、大学当局及び全教官が、あけてきた態度をもつて学内から暴力を排除する決意をすべきときであると信ずる次第でございます。文部省といまして、紛争解決のため、大学の措置を支援することにつとめてきたところでございます。去る七日には全国の学長会議を開きまして、強い指導と助言を与えたわけでございますが、十分な実効があがっていない点については責任を痛感しており、今後大学の正常化に一そう努力を続けてまいりたいと考えております。

大学におきます学生の地位について、最近各方面において種々論ぜられておりますが、少なくとも、学生は本来教育を受ける立場にあることは明らかでございます。大学が教育を行なうに際し、必要があるときは、教育の手段として懲戒処分を行なうべきことは当然でございます。特に、大学の内外を問わず、社会的な秩序を乱す学生に対しては、大学は、その社会的責任からも、当然その学生としての責任を追究して、必要な懲戒処分を行なうべきであると考えるのであります。従来、ややもいたしますと、大学が学生の暴力をおそれるあまり、その処分をちゅうちょし、あるいは適正を欠き、そのことが学内における暴力行為をさらに過激化させる一因ともなっていることにかんがみまして、今後、大学が真に教育的な観点に立つて、必要な処分を厳正かつ的確に行なうよう、各大学に対し指導してまいりたいと思っております。

岡山大学につきましては、このたび警官が死亡される事態が発生したことは、さきに申しましたとおり、まことに遺憾なことでございます。それぞれに信ずる主義主張は異なるとも、暴力に

よってこれを遂行し、あるいは妨害することは絶対に許さるべきことではなく、また人権、人命の尊重が重視されるべきことは言うまでもございせん。大学当局としては、暴力否認のき然たる姿勢をいささかもくずすことのないよう、私としては強く指導、助言をいたしてまいりたいと思っております。十三日には、直ちに学生課長を派遣いたしましたして弔意を表しますと同時に、学長を、病院ではございましてけれどもその室にたずね、教授会あるいは評議会等を開きまして、今後の警察との御協力及び捜査当局に対する協力をお願いいたしました次第でございます。

今後われわれは、岡山大学だけではなくて、全国立大学等に対しましても同様な指導、助言をいたしてまいりたいと思ふ次第であります。(拍手)

【国務大臣荒木萬壽夫君登壇】

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 答え申し上げます。

私も、有本警部補の殉職につきまして、優秀な警察官をゆえなく失いましたことを衷心遺憾に存するものであります。これに關しまして、全国的に各界からお寄せいただきました御同情に対し、治安当局を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。(拍手)

すでに総理大臣及び文部大臣からお答えを申し上げておりますので、簡単に私の関係します範囲内においてお答えを申し上げます。簡単に申し上げますれば、いよいよなものの、事の原因を申し上げることも必要かと存じますので、お許しをいただきますと思います。

岡山大学においては、昨年九月十七日より過激派学生によるバリケード封鎖が行なわれておりまして、その後、これらの学生の暴行は次第にエスカレートしていったのであります。そのため、卒業式も中止のやむなきに至ったばかりでなく、本年二月十五日には学生課長が、また、三月二十五日には教養部長事務取扱が、暴力学生によって暴行を受けるという事案まで発生したのであります。

したがって、大学当局も、ようやく三月三十一日に至り、これら教職員に対する暴力事案についての告発を赤木学長名で行ない、岡山県警察では、この告発に基づきまして逮捕状、捜査令押え令状、検証令状を交付してもらいまして、去る四月十二日学内の強制捜査を実施したのでございませう。御存じのとおり、有本警部補の殉職事案は、この強制捜査を妨害しようとした暴力学生の投石によって引き起こされたものでございませう。

このような事態となりました原因につきまして、いろいろな問題が提起できると思ひますけれども、特に重要な原因としてこの際指摘されるべきことは、大学の自治や学問の自由とはおおよそ何のかかわりもない、しかも、そのために有害であるところの過激派学生の暴力を長期間放任してきた、岡山大学のみならず、全国数多くの大学当局の姿勢であると考えらるものであります。(拍手)

なわち、国立、公立の大学について申し上げれば、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると見料するときは、告発をしなければならぬ」という刑事訴訟法第二百三十九条が公務員に課している告発の義務をすら履行せず、国民からその管理を委託された大学施設が暴力学生によって不当不法に占拠されても、それを排除して国民に対する責任を果たさずともせず、さらにはまた、警察官等に当たれば死に至るであらうという殺人的な投石その他の暴力行為をあえてした学生の処分すらもこれをやらぬので、これらの暴力学生を放任してきたのでございませう。

このような大学当局の姿勢が、過激派学生の暴力行為をエスカレートさせた最も重要な原因と私は考えるのであります。(拍手)

したがって、この種の事件の予防ないし対策としましては、申し上げればいろいろございませうことを承知いたしますが、最も必要なことは、先ほど文部大臣からも指摘されましたとおり、総理からも指摘されましたとおり、全国の各大学当局が大学管理者としてなすべきこと、つまり、犯

罪の告発、学内における不法占拠等に対する退去命令などの措置、警察活動に対する協力、暴力学生に対する処分等の諸措置を的確に行なうことによつて、暴力排除についてのき然たる態度を示すことが、ますます必要であると存するのであります。(拍手)

さらにまた、国民の皆さま方が、民主主義の議会政治の敵であるといわれる暴力をはじめとする不法行為、無法許さじとする信念をあらためて確立されるよう、世論の形成のためにすべての国民が努力していただく。私どもももちろんでありますけれども、そのことが、またあわせて期待される課題だと存するのであります。(拍手)

なお、申すまでもなく、毎度申し上げておりますが、警察は、およそ最高学府とは本来無縁のものであります。不幸にして、以上申し上げるような暴力をはじめとする不法行為が学生によって行なわれ、しかも、教職員がこれを放任し、中には、これとぐるむようになっておる人もあるとうわさされるのであります。法の命ずるところに従い、法の範囲内において、平和な国民の生活を保障するために責任を与えられ、権限を与えられている警察当局が、学内であらうと学外でありましても、本来の法治国における民主警察の責任を果たしつつ、国民の御期待に、また大学全体の正しい立場からの御期待にこたえる全努力をすることは、当然のことと心得ておることを申し添えさせていただきます。(拍手)

米偵察機墜落事件に関する緊急質問(戸叶里子君提出)

○西岡武夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、戸叶里子君提出、米偵察機墜落事件に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君の動議に御異

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

戸叶里子君提出、米偵察機墜撃事件に関する緊急質問を許可いたします。戸叶里子君。

〔戸叶里子君登壇〕

○戸叶里子君 私は、日本社会党を代表して、米偵察機墜撃事件に関する件について、佐藤総理大臣に緊急質問を試みんとするものであります。(拍手)

最近、アメリカは、長期に続いているベトナム戦でどろ沼に入り、青年は目的のわからないベトナム戦で厭戦気分が高まり、一方、経済的には軍事費がかさみ、経済情勢もきびしいのが、今日のアメリカの実情であります。このときに、今回の偵察機の墜撃事件は、アメリカのタカ派にとって、行き詰まった政策転換の糸口ともなり、むしろ引き締め役をすると考えられる向きもあるものであります。しかし、わが国にとっては、この事件は非常に深刻な、重大な問題点を含んでいることは御承知のとおりであります。(拍手)

このような情勢のときに、アメリカと安保条約を結んでいる日本が、どうして極東及び日本の安全と平和に寄与することができずのかと不審に思うのは、私のみではありません。むしろ、日本の立場から言うならば、極東の平和と安全という名のもとに、安保体制の強化とアジアにおける軍事的、経済的責任を負わされる方向に持っていられるのではないかと憂うのであります。総理の御所信をまず承りたいと思います。(拍手)

今回の事件について質問をするに先立ち、昨年一月、朝鮮に起きたプエブロ事件について思いを新たにしたいのであります。プエブロ事件が起きた当時、政府は、もしプエブロが公海にあったとするならば遺憾であると言われましたが、もし北朝鮮の領海を侵犯していたならどうなるかということには答えていないのであります。

この片寄った発言は、アメリカ追従の態度のあらわれであります。プエブロの艦長は、北朝鮮に犯したと答へ、アメリカに帰さしてもらうや直ちに、おどかされたので領海侵犯の誓約書を書かされたと言ったのであります。昨日はまた外務委員会においても、外務大臣は、プエブロ事件については、この艦長が言ったとおりを繰り返すのみで、時日がたっているからには日本としてもはっきりしたことを国民に知らせるべきであるにもかかわらず、捕虜になった人のことばをもつて日本政府の答弁とするようでは、不見識のそりを免れないのであります。(拍手)

さらに、今回のような領海、領空侵犯の問題は、あいまいなうちに水かけ論に終わってしまふことは、プエブロ事件で政府のこうした態度を見ても、いまだ述べたとおり明らかであります。きのうの外務委員会でも愛知外務大臣が、この偵察についても、単なる日常活動の一環であると述べたように、在日米軍は日本政府の知らない間に違法行為を繰り返しているかも知れません。この疑惑と不安が私どもの間にもますます深まったことは、まことに遺憾であります。(拍手)こうした国際的不信行為が今回の事件を起こす一つの原因となつたといつても過言でありません。なぜならば、またことに残念なことですが、不信行為というものは民族の心の底まで憤りとなって浸透し、いつの日かその芽を出そうとするからであります。

また最近、アメリカは、米国と韓国との間にフォークス・レテナ作戦と呼ばれる合同演習を行なったのであります。これは当面の目的とした演習を行なったわけですが、このことも、北朝鮮にとっては敵性行為でありました。そして、これが北朝鮮の不信感と危機感を招いたことは当然であります。この二つのことが、これまであったものもろの事件に加えて、北朝鮮が不快な事として印象づけられていたことは、いかなる事実であります。

今日、アメリカと北朝鮮の間は大猿の商榷であります。両国の間の緊張が高まっているときに、アメリカの軍用機が偵察の目的で北朝鮮の領空を侵犯したとするならば、北朝鮮にとっていかなる行動が国際法上許されるかということ、はつきりさせておかねばなりません。

まず、侵犯した軍用機は、撃墜される、拿捕する、自国内に着陸を命ずる、領空外退去を命ずる等々であります。よもや総理は、偵察機は戦闘作戦目的の航空機でないから、これを直ちに撃墜することは違法である、あるいは過剰防衛であるとおっしゃらないと思ひますが、いかがでございますか。(拍手)

神奈川県厚木からこの偵察機が遁走を企てて、また厚木の基地に逃げ帰ったとした場合に、北朝鮮がこれを追跡して厚木の基地に来たとするならば、このときは、わが国の施政のもとにある領域に対する武力攻撃となり、日米共同防衛の体制をとらなくてはなりません。これは安保条約の五条によつて明らかであります。この場合、自衛権の行使の態様は、日本は、日本に対する攻撃とみなしてこれを排除するために個別的自衛権を行使し、アメリカは、重大な危険ありとして集団自衛権の行動をとるのであります。まさに、これは戦争状態になるではありませんか。それだからこそ、厚木基地の住民はU2機に次ぐ事件に表情もかた、不安におののき、大和市の市長も、住民を不安にさせるような挑発行為をする基地であつてはならないと、当然のことを言ひながらも、危機感はおおひ隠せないものであります。

また一方、昨日アメリカ側は、外務省に通告、協力要請をしたのであります。外務省へ行く二時間前に、自衛隊に行つて協力要請をされたということが伝えられております。これでは、まるで外交に自衛隊が優先するということになりまして、ますます基地の不安が高まるのみではなないでございましょうか。(拍手)政府は、この基地周辺の人たちの不安を取り除いてやる自信、また

は具体的な方法があるかどうかを伺いたいのであります。

いかに総理が否定されても、現実には基地がある間は、この不安を取り除くことができないではありませんか。政府のいわれる、日本及び極東の平和と安全のために基地が必要であるということ、は、皮肉にも、今回その逆の証明をしているのであります。(拍手)それでもなお、日米安保条約がわが国の平和を守り、安全に寄与するということが、どうしてもできるのであります。具体的な御説明をお願いしたいのであります。(拍手)

今回の事件のために極東に緊張が発生したとするならば、それはアメリカ軍の行動に由来するものであります。したがつて、政府はアメリカに対してどのような態度をもつて臨み、いかに対処しようとするか、伺いたいののであります。

(拍手)

聞くところによりますと、アメリカの国内においてもいろいろの意見があるようであります。さきのプエブロ事件で、民主党政権のこうした態度は弱腰であると非難したニクソン氏が今日政権担当者であるだけに、その行動は世界の注目するところでありました。もしアメリカが強硬意見に動かされて、自分の非をも省みず、北朝鮮に対応措置でも講ずるとするならば、北朝鮮も黙っていないであります。現に平壤放送は、十五日に、もしも対応するならば反撃されることを記憶しなければならぬと報道いたしております。報復に報復を繰り返すならば、日本も当然その中に巻き込まれざるを得ないのであつて、何の関係もないにも

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号 米偵察機墜撃事件に関する戸叶里子君の緊急質問

かかわらず、アメリカの基地があることによつて、必然的にその渦中に巻き込まれるということになるのではありません。この点、総理みずからが、アメリカの対応行動は自制すべきが当然の旨、何らかの形でアメリカの責任者にその意を伝え、その実を結ぶことこそ、目下の急務の外交といえるのではないかと思います。いかがでございますでしょうか。(拍手)

今回の偵察行動は、直接戦闘作戦行動でないから、安保条約六条の事前協議の対象になり得ないと政府は述べております。今回のように、相手国の領空侵犯のおそれありとして紛争にもなりかねないような偵察機であるから、当然事前協議の対象にすべきであると思ひます。また、軍事的、技術的にも情勢が変わり、偵察のあり方も変わつてきつたある今日、十年前の慣行をお念仏のように唱えているのでは賢明でないではありませんか。むしろ最近の政府は、事前協議も名のみで実なしの方向に解釈をし、国民に押しつけている今日、私どもは政府の立場に立つて考えてみて、事前協議が危険と不安から平和を守る内容のものに変わる検討をすべきであると思ひます。もし今回の事件のような場合、事前協議の対象にならないとするならば、今後において日本の平和と安全は絶対に守れないでありましょう。それでもなお、偵察はいかなるときも、今後も事前協議の対象にしないと云われますかどうかをお伺いしたいのであります。(拍手)

新聞報道によりますと、立川、佐世保、横須賀等の基地は待機の体制で、非常体制にあるということでもあります。そこで、もしここから航空機、軍艦が日本海に向かって進発する場合、事前協議の対象になるかどうかということが問題になるわけでありまして、おそらく政府は、その目的が戦闘作戦行動の場合には該当しますとおっしゃるであらうでしょう。しかも、事前協議の提案権はアメリカ側にあるのですから、緊急出動の場合には、日本との事前協議に入る時間的余裕もない場合も生

ずるわけで、これまた事前協議の空文の内容をさまざまに見せつけられているのであります。しかし、この段階において、せめて政府のやり得ることとは、四条の臨時協議の権利でアメリカに協議の提案をすべきではありませんか。それとも政府は、それもしないで傍観しているのでしょうか。総理のはつきりした答弁を伺いたいのではありません。(拍手)

今回の事件は、朝鮮情勢の緊迫化を招く結果になりつつある今日、沖縄返還、その基地の態様等についても悪影響を及ぼしはしないかと、私は非常に憂うものであります。政府はこの際、いかなることもあつても早期返還の線はくずさず、また、基地の自由使用などの方向は決してとらないとのかたい信念をもつて臨まれることをはつきりさせていただきたいのであります。(拍手)

以上述べたように、私どもは、今回の事件によつて、日本に基地があるために私どもが戦争に巻き込まれる危険にさらされていることを、事前協議の空文であることともに感じたのであります。そして、このことは、沖縄の方々も私ども以上の危険と不安な状態のもとに長い間苦しんでいられたことも、これまで以上に深く感じ、無条件即時返還のためにがんばっていられた沖縄県民の立場を強く支持しなければならぬことを痛感したのであります。(拍手)

子を持つ母親が今日最も望んでいることは、暮らしと平和が守られるということでありまして。戦争の苦い経験を持つ者は、日本の平和のためにからだを張って守り抜くでしょう。そして婦人は、その先頭に立つことを決意しております。しかし、その平和を妨げる条件を取り除く役割をするものは政治家であります。安保条約が日本の平和に役立たず、むしろ戦争に巻き込まれる不安の多いことを事実によって示された今日、政府もまた、在米の基地に対する考え方を反省すべき時期に來たことを銘記せられんことを願ひつつ、私

の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣佐藤榮作君 ただいまの戸叶君のお尋ねにお答えをいたします。意見をまじえてのお尋ねでありますので、それらの点についても批判を加えることもありますが、その点も御了承をお願いいたします。

まず、プエブロ号事件あるいは最近行なわれたフォーカス・レナ作戦等に関連いたしまして、北朝鮮に不安を与えた、そのことが対米不信感を与えておるのではないのか、こういう事柄が今度の事件と関係があるのじゃないか、こういうお尋ねであります。

これは、私は、さうには思いません。ただいま北朝鮮がとっております政策、これは私が申し上げなくとも、社会党の諸君はよく御承知のことだろふと思ひます。その祖国統一政策に基づきまして、ただいま対韓工作を積極化し、これが原因となつて三十八度線付近の紛争が頻発するなと、朝鮮半島は緊張した情勢が続いております。プエブロ号事件と前後して起こつた韓国大統領官邸襲撃事件あるいは韓国東海岸における武装ゲリラ上陸事件等に見られるとおりであります。これを背景にして米韓大空輸作戦も行なわれたものと私は理解しております。したがって、今回の米軍偵察機墜撃事件は、このような朝鮮半島の緊張を背景にして起こつたものであると考えますが、日本政府としては、この問題があくまで平和的に処理されることを心から希望しておるものであります。幸いにして、ただいままでは、米政府も冷静にこの問題と対処しております。ただいま事件がさらに拡大していきうとは、私も今日の状況ではさうには考えておりません。

そこで、領空侵犯、このことについて、ただいまたいへん巧妙な御質問がありました。万一領空侵犯が行なわれたならばと、こういう意味でございます。私はしかし、軍用機によるいわゆる領空侵犯といふものに対してとり得る措置、手続等に

七四二

つきましては、ただいままで国際法上はつきりした規定、規則があるというのではない、これは長い間外務委員をしておられる戸叶君もよく御承知のことだと思ひます。そういう規定はございませんが、ただいままで普通にいわれておりますところは、侵入機に対して、まず、警告を与えるのがはば慣習法化しておるのではないと思ひます。その結果、領空侵犯が、悪天候や器材の故障など、不可抗力なものであることが判明した場合は別にして、侵入機が敵対性を持つていると信ずべき十分な理由がある場合は、領空外への退去、指定する地点への着陸等を命ずることができ、侵入機がこれに従わない場合、領空内ではこれを撃墜することもできると考えます。しかし、今回の事件は、ただいまのような事態とは違い、オズボーン米臨時代理大使が御指摘になりましたように、愛知外相に対して説明したところによると、問題の米軍機は、いかなる時点におきまして……(発言する者あり)これは時間でありましていかなる時点におきまして、北朝鮮の海岸より四十マイル以内には絶対に入っていない旨、米政府として保証することでありまして、このことから考えると、米軍機は終始公海上において行動していたのであつて、伝えられる北朝鮮側の行為、いきなりこれを撃墜するといふような行為は、国際的にも非難されるべきものと、かように私は考えます。(拍手)

今回の事件は、現下国際情勢のきびしさをわれわれに再認識させるものであります。同時に、世界各地で紛争が起こつていのかかわらず、わが国が平和と繁栄を享受し得ていることは、安保体制を選択した国民の選択が正しかったことを一そう裏づけるものであると思ひます。(拍手、発言する者あり)この点では、遺憾ながら社会党の諸君と私どもとは所見を異にいたしております。この点は、私どもははつきり自分の信ずるところを申し上げておきます。

なおまた、今回のこの撃墜事件につきまして、

幸いにも、米國政府がこの問題に對し、いままでのところ、まことに慎重な態度でこれに對処しようとしております。わが政府も、この上にもアメリカが冷静であるようにと、実は心から願つておるような次第であります。この点もつけ加えて申し上げておきます。

次に、偵察飛行については、各国とも、現下の國際情勢のもとにおきましては、安全保障上必要な措置としてこれを公海において行なつており、情報収集、偵察活動のために日本国内の米軍施設区域を米軍が利用することは、事前協議の対象とはなりません。これもはつきり申し上げておきます。

次に、安保条約の実施に關連して、政府は米國と隨時緊密に協議をしており、今回の事件につきましても密接な連絡をとつております。したがつて、たゞいまお話のありました第四條を援用して協議を申し入れるということをつつてもなく、現実にいわれる臨時協議が行なわれている、かように御理解をいただきます。このことははつきり申し上げておきます。

次に、沖縄はどういう役割りを果たしているか、また、その返還にどういうようによ影響するか——どういふようにというよりも、沖縄返還がむずかしいものではないか、こゝういふような御意見をまじえてのお話であります。私は、沖縄から今回の事件に關連して救援機が飛進したとは聞いておりますが、それ以外には聞いておりません。どうか社会党の方々も、この問題につきましては冷静に事件を見守つていただいて、そしてこの際は、われわれは沖縄の祖国復讐を心から願つておるものでありますから、その目的の達成のためにも(うそをつけないと呼ぶ者あり)うそをつけない、さういふことはあります。それこそ社会党が冷静でない証拠であります。それを私は申し上げる。(発言する者あり)私は、それこそ、かような点でこの交渉に支障を來さないように、この上とも御協力をお願いする次第であります。(拍手)

次に、基地周辺の住民の不安を除去せよ、こゝういふお話であります。冒頭に申し上げたとおり、今回の事件が平和裏に解決することを希望するものであります。日米安保体制による戦争抑止力の結果、わが國が戦争に巻き込まれる危険はあります。國民諸君は冷静に事態を見守つていただきたく考えます。紛争処理に對するわが國の基本的態度につきましては、米政府にも伝えておきます。

いづれにいたしましても、きびしい國際環境の中で、國民が自分の國を守る気概を持つこと、それこそ平和を維持する最良の手段である、かように考えます。

(拍手)

國務大臣の演説(地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況報告について)

○議長(石井光次郎君) 自治大臣から、地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況報告について発言を求められております。これを許します。自治大臣野田武夫君。

〔國務大臣野田武夫君登壇〕

○國務大臣野田武夫君 地方財政法第三十條の二の規定に基づき、地方財政の状況を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、昭和四十二年の地方財政のうち、普通会計の決算について申し上げますと、決算規模は、歳入五兆九千二百六十三億圓、歳出五兆七千二百五十五億圓でありまして、前年度に比べますと、歳入において七千四百八十六億圓、一四・五%、歳出におきましては六千九百九十三億圓、一三・九%と、それぞれ増加しております。収支状況について見ますと、全体では八百八十一億圓の黒字であります。その内訳は、黒字団体は三千九十一団体で、その黒字額は千四百四十八億圓、赤字団体は二百七十団体で、その赤字額は二百六十七億圓であります。

昭和四十二年の地方財政は、公共事業費の繰り延べ等、國の景氣調整策の影響、特別事業債の廃止による地方債の減少等が要因となりまして、近年にない緊縮型の決算でありましたが、地方税及び地方交付税等の一般財源の増加率は前年度を上回り、おおむね順調な運営が行なわれました。

また、歳出におきましては、社会資本を充実するための建設事業をはじめ、公害対策、交通安全対策あるいは地方公営企業に對する繰り出し等、新しい地方団体の財政需要の動向を反映して、その内容が多様化しておりますが特徴であります。次に、地方公営企業につきましては、経営面におきまして依然として赤字基調が続き、赤字は果増しております。

國民健康保険事業につきましても、前年度に比較して赤字団体数、赤字額ともに増加しており、特に、大都市及び特別区が赤字額の大半を占めております。

最近における社会経済の激激な變動に伴い、いわゆる過密、過疎の現象に對処するための地域開発事業及び社会開発事業をはじめとして、地方団体の果たすべき役割りはますます複雑かつ広範になつてきております。また、地方における行政水準は、なお住民の要望を十分満たすには至っておりません。

したがって、地方財政が増大する需要に對処し、地域住民の期待にこたへ得るためには、長期的な見通しのもとに、計画的、重点的な財政運営に努めることが必要であり、また、地方団体の財政運営について一層の効率化に努力する必要があると考えられます。

以上、地方財政の状況につきまして、その要旨を御報告いたします次第であります。(拍手)

國務大臣の演説(地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況報告について)に對する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの発言に對して質疑の通告があります。順次これを許します。河上民雄君。

〔河上民雄君登壇〕

○河上民雄君 私は、さきに内閣より提出されました昭和四十四年地方財政白書に對し、日本社会党を代表して、若干の基本的な問題について質問いたしたいと存じます。(拍手)

まず初めに、いわゆる地方財政好転論と地方自治に關する問題についてお伺いいたします。質問の第一点は、昨年来政府はしばしば、地方財政は好転したと強調し、それを口実として、昨年に引き続き地方財政に對する圧迫の度を強めようとしておりますが、一体その好転とはいかなる論拠に基づくものでありましようか。今日の地方財政の実態をいささかでも知る者にとつては、全く理解に苦しむ暴論であります。この問題はきわめて重要でありますので、總理大臣、大蔵大臣、自治大臣から明確な御答をいただきたいと存じます。

確かに、昭和四十二年地方財政の実質収支は、形式的には八百八十一億圓の黒字を記録しております。しかし、その実態は、赤字団体の数が大幅に減少したわけでもなく、黒字額が著しい伸びを示したわけでもなく、むしろ、地方自治体として当然なすべき仕事を見送り、逆に、歳入面では住民に重い負担を押しつけることによつて、かろうじてつくり出された黒字であり、その陰で、将来の支出を拘束する地方債や債務負担行為による借金が増大している事実を重視しなければなりません。たとえば個人の住民税及び個人事業税は、昭和三十五年以降昭和四十二年までに、実に四・三倍以上にふくれ上がっており、世上重税として懸がれている所得税が、同じ期間に三・二倍になつてゐることを考え合わせるとき、地方税

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号 地方財政法第三十条の二の規定に基づき地方財政の状況報告についての演説に対する河上民雄君の質疑

七四四

がいかに重税であるかをあらためて知るのであります。(拍手)なお、いま一つ言えば、その間、国民所得が二・六五倍となつておりますので、個人所得に対する地方税の伸びは、国民所得の伸びの二倍に近いのであります。したがって、今日の地方財政の課題は、このような歳入の増大をささえる住民に対する過酷なる重税をどのようにして解消するかであります。自治大臣は、この点について具体的な方針を明確にしていきたいのであります。

なお、さきの予算委員会、自治大臣は、来年度も標準世帯五大家族十万円程度の住民税課税最低限引き上げを行ないたいと述べておられますが、その程度の減税では、生活費にまで課税されている地方税の現状を解消することは不可能であり、いつまでもイタチごっこを続けるだけでありましょう。この際、自治大臣より明確な減税計画を示していただきたいと考えます。

第三点としてお尋ねしたいのは、景気の動向と地方財政の関係であります。

今日、地方財政の歳入の伸びをささえているのは、その内容から見て、政府の地方財政制度改革に負うものではなく、一時的な景気の影響を受けたものであります。したがって、今後の景気の動向いかんでは、きわめて不安定な状況に再びさらされる危険があります。さきに大蔵大臣は、今後成長率一〇%を持続するとの発言をしておられますが、事態は必ずしも樂觀を許さないのではないでしようか。昨今取りざたされている、いわゆる景気のかげりについて、また、今後の景気の動向についてどう見ておられるか、大蔵大臣の御所見を伺いたいのであります。

第四点、こうした実体のない財政好転を口実にして、国が地方交付税から六百九十億円の借り上げをしたのはじめ、六百億円の土地開発基金への繰り入れなど、地方財政への国の干渉が露骨になっております。これは地方自治の否定に通ずるものであり、結果的には住民生活を圧迫するお

それがあります。この際、あらためて総理大臣及び自治大臣は、財政における地方自治をどう理解しておられるか、承りたいのであります。

第二のテーマとして、私はシビルミニマムと財源問題についてお尋ねしたいと思ひます。

質問の第一点は、国及び地方団体は住民の最低生活を保障する責任があることは言うまでもありませんが、総理大臣及び自治大臣は、この住民の最低生活保障基準ともいへばシビルミニマムをどのように設定しておられるか。すでに、美濃郡都知事は、東京都中期計画において、いかにシビルミニマムに到達するか、その具体策を明らかにしております。しかるに、従来の政府の行き方は、さきの経済社会発展計画といひ、また、現在進められている新総合開発計画といひ、すべて住民生活に奉仕するよりも地方財政を産業基盤整備に奉仕させようとする意図が明らかであります。この際政府は、シビルミニマムを明確に提示し、それを裏づける財源を確保すべきではないか。

現在、わが国の生活基盤施設の民生行政の水準がきわめて低いことは、御承知のとおりであります。たとえば、地方財政白書も明確にしていますように、下水道の普及率は昭和四十二年度末で市街地排水面積の二〇・五%にとどまり、市町村道の舗装率は五%という低さであります。しかも、都市のスプロール化に伴い、市街地の形成の速度は下水道の整備の速度の五倍といわれ、そのアンバランスは一そう拡大しております。加えて、公害対策、交通対策など新たな財政需要が緊急な課題となつております際、これらの立ちおくれを克服するためには巨額の資金が必要であります。地方財政はこのような差し迫つた時代の要請にこたへるものとなつていないことを指摘しなければなりません。

このシビルミニマムを確保するためには、もはや小手先の対策では間に合いません。これまで本院においてたびたび確認され、また決議されておりますように、事務再配分を前提とする負担区分

の明確化と、思い切つた財源の再配分を断行すべきであります。大都市には十分な自主財源を与え、地方交付税には本来の調整機能を全うせしめるべきではないでしようか。政府はこの点についてどう対処されておられるのか、重ねて自治大臣にお伺いしたいのであります。

なお、最近いわゆる受益者負担の思想が提起され、それを口実として利用者負担の思想がまかり通つてくることに、私は憂いを深くするものであります。その裏では、本来の受益者が負担を免れ、すでに重税に苦しんでいる大衆に一そう大きな負担がしわ寄せされております。地域住民の負担金の制度が、本来シビルミニマムとして保障されるべき分野にまで及んでいくことは、国の責任を住民に転嫁するものといわなければなりません。受益者負担のあり方について、自治、大蔵両大臣に基本的なお考えを承りたいのであります。

第三に、私が特に強調したいことは、地方公営企業の危機をいかに打開するかということであり

この点については、ただいまの自治大臣の要旨の説明の中にも言及されておりました。現在の地方公営企業の累積赤字は、地方公営企業法による独立採算制の枠内ではとうてい解決しないことは明白であります。その点に目をうつて公営企業再建計画をいかに強行しようとしても、問題は解決しないのではないか。自治大臣の御所見を承りたいのであります。

地方財政白書によれば、四十二年度末までの法定適用企業の累積欠損金の総額は、前年度から二百三十八億円ふえて一千四百四十一億円となり、営業収益の二九%にも及んでおります。特に赤字の著しいのは都市交通、下水道、病院であります。しかも、大都市における経営悪化が一そう深刻になっております。これに対し、昭和四十四年の地方財政白書を見ましても、何ら実効ある対策は見られません。

最近、大阪、東京、神戸など、明治、大正以来

長年市民に親しまれてきた市電が相次いで姿を消しておりますことは、単なる去り行く一つの風物詩ではなく、地方公営企業の苦しさを如実に物語つておるのであります。これにかわる将来の都市交通はいかにあるべきか、また、地下鉄化に伴う工事費は、一キロ当たり四十億から六十億円といわれており、あの世紀の新幹線工事費の一キロ七億円と比べて、いかに巨額な資金を要するかがわかるのであります。これを独立採算制の枠内で処理することはとうてい不可能でありまして、国の財政援助を強化する以外には解決の道がありません。政府は公営企業に対する財政援助をどう強化するか、そのお考えを承りたいのであります。

地下鉄建設については、国道並みに三分の二の国庫補助を行なうべきだと私は考えますが、政府の見解を承りたいのであります。

特に、これと関連して、都市交通に関する、自治大臣、大蔵大臣、運輸大臣の三者の間に、財政援助のあり方について覚え書きがかわされたといひておりますが、それは一体どのようなものか、自治、大蔵、運輸三大臣よりお伺いしたいのであります。

最後に申し上げたいことは、この膨大な建設費の負担を、料金の形で利用者に転嫁すべきでないことはもちろん、また、公営企業の労働者の賃上げ抑制にしろ寄せすべきものでもありません。それは筋違いというべきであります。特に、再建企業下の労働者の賃金を差別扱いすることは、絶対に許さるべきではないと思ひます。自治大臣の見解を特に承りたいのであります。

以上、私は、地方財政白書に対して、三つのテーマについて、基本的問題のみをお尋ねいたしました。苦悩する地方財政に対し、政府並びに本院における同僚議員各位の一そうの関心を期待いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

(拍手)
〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 河上君にお答えいたします。

まず、地方財政が好転したという論議は、地方財政の実態に反するのではないかと御指摘であります。私は、地方財政が一時に比べればたいへんよくなったと思ひます。これは種々の角度から見ましても、この点が指摘できると思ひます。いまこれを具体的に申し上げるわけでもございせんが、その点は担当大臣に譲るといたしまして、總体的には、確かに好転したといえるものと私は見ております。しかし、問題は、しからば好転したからそれで十分か、こういう問いに對しては、私も、もちろんこれで十分である、かように申すわけではありせん。行政水準におきましても、またその体質におきましても、なお多くの問題が残されておられ、社会経済の伸展に即応して町づくり、地域づくりを計画的に推進すべき重要な時期に當面しているのではありませんか、財源がたゞいまの状況で十分というわけではありせん。私は、このような地方財政についての実情認識のもとに、地方の行政水準の向上のために、政府としても十分配慮してまいる所存であります。

次に、今回地方から国が六百九十億円の交付税を借りることとしたのも、地方財政好転を論議として行なつたものではございせん。四十三年度において、地方交付税の自然増収がかなり生ずる見込みであつたことなどの事情を考慮し、地方交付税の年度間調整を行ない、また、国、地方を通ずる財政運営の円滑化をはかるための措置として、地方団体側の協力のもとに行なわれたものであつて、決して地方自治を侵害したといふべきものではないと思ひます。また私が、地方自治を尊重するものであることは、あらためて申し上げるまでもありません。

最後に、シビルミニマムについてのお尋ねであります。政治の理念は、すべての国民が健康で明るく快適な生活を営むことができるようにする

ことであります。このためには、社会保障、住宅、生活環境の整備、物価の安定等にわたつて福祉の最低生活を確保することが肝要であり、国としても、これらの施策の推進に十分の配慮を行なつておりますが、地方財政計画におきましても、住民の生活基盤の整備充実を重点的に考えた次第であります。

他の問題につきましては、それぞれ担当大臣からお答えいたします。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) 河上君にお答えいたします。

地方財政好転論は暴論だといふお話であります。これはお返しをするほかはないのであります。総理からたゞいまお話がありましたように、一時に比べますとかなりよくなつておるのであります。たとへば、その財源の状態を見ましても、地方税の伸び、これは四十二年で二二%、四十三年で二二%、四十四年度で二二%、また交付税におきましても、四十二年で二五%、四十三年で二四%、四十四年度で二五%といふ、これは自主財源の伸びの状況でありまして、いまや、地方財政全体におきましては、その財源の六四%がこの二つの自主財源をもつて占められるといふような健全さを示しておるのであります。したがつて、予算の規模の拡大が可能となり、本年度のごときは、一般会計におきましては一五・八%の増大でありますけれども、地方財政は、国に六百九十億円を預けてもなお一八・五%の増額となつておるのであります。したがつて、地方債への依存度、これも改善されております。国におきましては七・二%の依存度でありまして、地方におきましては四・三%の依存度であります。また、単独事業が果敢に行なわれるようになつてまいりました。総予算のうち三二%が単独事業である、かような好転であります。これらの数字が示すように、いづつ、四十年のごときは国から千二百億円の援助を受けてやつと息をついた地方財政でございまして、その地方財政

が、ともかくそういう状態になつたということ、これは好転といわずして何であらうか。ただ、これが十分であらうかといふと、私は必ずしもさういふ考へておりません。ますますこれが健全化を進めなければならぬ、かように考へておるのであります。

第二の質問の、景気の動向との関係でございするが、まさに、地方財政は景気の動向と密着をいたしておるのであります。わが国の経済は、すでに三十九年の好況を經過して四年目にいま入つておる、新しいレコードをつくらうといつておるのであります。政府は、国際情勢の動き、特に国際通貨状況、この不安定状態がどういふふうになるか、また、アメリカの経済がどういふふうになるか、それらの点を注視いたしております。それに対応して、適時適切な機動的な対策をとつて、この成長態勢が続いていくように、いま努力をいたしておるのであります。御期待をお願い申し上げます。

第三は、公営企業につきまして利用者負担、これが乱に過ぎる傾向はないかといふお話でございするけれども、公営企業は、これは公共企業体であります。すなわち、一つの企業体である。企業体であります以上、独立採算制を基礎として運営されなければならぬ。しかしながら、同時に公共である。そこで、これが立ち行かざるような状態になりますることは、住民福祉のために大問題であります。これがさういふことにならぬように、予算面におきましても下水道、上水道、工業用水、地下鉄、あらゆる方面に援助をいたしておるわけでありまして、同時に、地方財政の方面からも、公営事業につきましては財政援助をいたしておるのであります。

しかし、問題は、この公営事業が自立する計画を持つかどうか、この一点にあるのであります。事実、時をかせば必ずこれは立ち直るのだといふりっぱな計画があるものに對しましては、国や地方団体はこれに對してしつかりした援助をなさなければならぬ、かように考へておるのであります。特に、御指摘の地下鉄は、これは建設に金がかかる、さういふようなことから特に配慮をしなければならぬ、かように考へます。

そういうことから、本年度の予算の編成にあたりまして、三大臣で協定をいたしております。つまり、地下鉄に對する財政援助方式、これをどうするか、これを検討いたしまして四十五年から実施することにした。これが三大臣の協定の趣旨でございまして。(拍手)

○国務大臣(野田武夫君) 河上君にお答えいたします。

御質問の点につきましては、総理からもお答えいたしておりますから、なるべく重複を避けたいと存じております。また、大蔵大臣もお答えした中に、やはり同様な問題も含まれております。

ただ、地方財政好転については、特に自治大臣という御指摘がございましたから、重ねてお答えいたしますが、事実においてやや好転のきざしがあることは、これは認めます。しかし、先ほど総理もお答えになりましたとおり、今日の行政の水準、また体質の問題、今後の社会、経済の推進、これに沿うように地方行政を引き上げていくとするには、なかなか財政上やはや困難なものが伴うのでございまして、好転のきざしは見えますが、やはり今後の地方財政の一その健全化、充実をはからねば、さういふ出てくる諸計画の遂行はなかなかむずかしいと存じております。

次に、六百九十億円の交付税減額の問題、これもお答えがございましたが、これはしばしばお答えいたしておりますとおり、四十三年度の交付税の、つまり自然増収を目当てにしてやりましたので、四十四年度の地方財政計画には何ら支障を生じない、さういふたてまえからこの措置をとつた次第でございまして。

住民税その他の税制の問題、今後どうするかというお尋ねでございするが、四十四年度には、地方税の改正で、御承知のとおり、前年度に引き

七四六

そこで私は、内容について少しお尋ねをいたしたいと思っております。地方自治体の行政内容が非常に変わっております。したがって、この行政内容の変わっております推移に対してどう対処するかということが、忘れられてはいはないかというところであります。これが、地方財政は好転したとか、いや黒字があるとかいうようなことに大體なっているとは私は思う。今日、過密、過疎という問題が議論されておりますが、これも何も天災でございませぬ。長い間、自民党の高度成長

政策というより大資本中心の財政計画を立てて、そうして社会資本を怠った結果が今日のような状態になっているのであって、人は仕事のあるところ職を求めて集まるのは当然であります。したがって、今日の過密、過疎の最大の責任者は政府であると申し上げてもちつとも差しつかえない。これをいかに天災であるかのごとき印象を与えつつ議論されることは、私は、非常に大きな間違いだということを最初に指摘する必要がある。行政の内容というものは、公害の問題でございまして、あるいは交通災害の問題であります。と、あるいは学校教育の問題、住宅、道路、水道、下水道、し尿の処理、じんあい等の処理に至るまで、従来の地方自治行政の概念とはおよそ離れた考え方のもとに運営をし、また対処をしなればならない時期に来ているのであります。

ごく最近の例を私はここで一つ、二つ申し上げて御理解を願いたいと思ひますことは、交通災害が非常に多い。しかし、この交通災害の始末はそれが一体しておるかということでありまして、自治省は、ごく最近に、三万以上の市に對しまして救急業務を政令によって押しつけられておるといふことである。三万の小さい市が救急車をこしらえて、そして常時救急業務を行なうということでは、とていから考えられなかつたことである。ところが交通事故が非常に多いから、やはりこういう行政が必要になってくる。いまはどんな農村に参りまして、大体プロパンガスで炊事いたしておりますので、従来のように、出たこみがあるままかまどの中で焼却されるんというところは考えられない。したがって、これは全部焼却炉を設ければそれでいいのであります。町村ではそこまではないから、川にみな捨ててしまふ、したがって、川がよれて困つておるといふことに必然的にならざるを得ない。し尿にいたしましても同じことでは。従来農家還元ができて、そうして何とかし尿の処置がついたのであります。

が、今日それは許されない。したがって、どんな町村に参りまして、じんあいの処理、し尿の処理はどうしてもやらなければならない。下水は一体どうなつておるか。従来、地方の自治体における、ことに市町村における下水というやうなものについては一つの考え方があつたが、これがどういふ姿に今日あらわれてきたかといひます。御承知のように、ことに都市周辺におきましては非常に開拓が盛んになつてまいりました。そして、降つた雨が直ちに、鉄砲水といふことばで言われておりますように、一べんに出てく。そこで、従来は大河川が大体雨が降れば洪水の對象になつておりましたが、この鉄砲水の關係で、大河川まで水が行く前に中小河川がはんらんしておるといふのが今日の現状でございまして。したがって、県の河川であるとか、あるいは国の河川といふよりも、むしろ市町村の中小河川に對する手当てといふものが十分でなければならぬといふことは当然である。こういう社会現象を、一体政府は御存じになつておるかといふことである。私も、こういう問題を一つ一つこころで取り上げて議論をいたします時間がございませうので、このくらいでやめておきますが、こういう行政内容の変容に伴う財政措置といふものを、ひとつ考へてもらいたいといふことではございませう。

ことに、最近における地方財政の構成といふのは、御承知のように税金と補助金、いわゆる国庫支出金あるいは起債によつて大体まかなわれておるといふことが普通の常識であります。ところが最近の状態を見てみますと、いわゆる超過課税によつて約一千億ぐらいのものが取り上げられておる。あるいは法定外普通税といふ法律に規定のない地方税といふものが、かなり最近出てきておる傾向がある。これに加えて、ギャンブルの収益からくるものが大体一千億以上あるといふことは、御承知のとおりであります。今日はこういうかき集めの状態である。なおかつこの上に、地

方住民が自分の歩くところをかりに舗装してもらおうとすれば、寄付金をしなければ舗装ができません。というやうな、地方住民の税以外の負担によつてこれがまかなわれておる。こういう状態をほんとうに総理大臣や大蔵大臣は御存じになつておるかといふことですね。これは、総理大臣も山口の田布施の生まれでございまして、町に行つて調べてみればすぐわかると思ふ。大蔵大臣だつて、郷里に行かれればこんなことはすぐわかると思ふ。東京のまん中におつて、大きな官邸に住んでおいでになるから、このごろ少しうとくなつておると思ひますが、ひとつお里のほうを少し見てもらいたいといふことを、この機会に申し上げておきます。こういう状態でございます。

その中で、私は、この機会にはつきりしておいていただきたいと思ふことは、この財政構成の中で補助金がございまして、この補助金は、年々減らすとか整理するとか申されておるが、これから行政のゆがみ、これは何であるかといふと、陳情政治であります。今日、地方の議員さんは、都道府県會議員、市町村會議員を集めてまいりますと、約十の諸君がいます。これは、これらの諸君が、一年に一回一百万円ないし二百万円を金を使つて東京に出てきて陳情をしなければ地方の財政がうまくいかぬといふことになつてまいります。これは根柢から官治行政に返りつたものと申し上げてもちつとも差しつかえない。

これはむだ金です。實際、(拍手)こういうことのないようにして、どうしてやれないかといふこととあります。とにかく陳情すれば陳情しただけのかいがあるのだから来るのだといふことで、どんどん陳情に来るから、政治が一部官僚の私の考えによつてゆがめられつたあるといふことを申し上げてもちつとも差しつかえない。(拍手)私は、これらの問題に對して、特に総理並びに大蔵大臣からひとつ御答弁を願つておきたいと思ふのでございませう。

ますと同時に御答へを願ひたいのは、国民の租税負担の現状でございます。

これが、国税と地方税との割合を白書によつて調べてみますとどういふことになつておるかといふと、昭和四十二年で、国民所得に對して総額が一八・九％の税金になつておる。その内訳は、国税が一・七％、地方税が六・二％であつて、そして都道府県が三・三％、市町村が二・九％といふことになつておる。今日、地方で最も財政を必要としたしておるものは、むしろ府県よりも、基礎的団体である直接住民に關係を持つております市町村であります。ところが、その市町村の割合が一番少ないことになつておる。これを税の伸びから考へてまいりますと、昭和三十八年を一〇〇とした今日勘定いたしましたまゝと、国税が二・五に伸びておる、都道府県税が二・五に伸びておる、市町村税はわずかに二・〇にしか伸びておらない。地方自治体の基礎的団体であるといわれておる市町村の税金の伸びがこういう状態であつては、しかも、配分がいま申し上げましたやうな状態であつては、これはもう満足な環境が、住民に幾ら要求されてまいりましてでもできないといふのである。私は、したがって、この税の配分を変える必要がありはしないかといふことを考へておりますが、これについて、ひとつ大蔵大臣から御答弁を願ひたい。(拍手)

ちなみに、佐藤内閣が何かアメリカ追従といわれておりますので、アメリカの例をひとつ見てみます。米国の昭和三十九年度国民所得と租税負担はどういうことになつておるかといふと、国民租税負担の総額が二七・二％、うち連邦が一七・四％、州並びに地方が九・八％、こういうことになつておる。これは三十九年でありまして、戦時—現在の状態に最も近いのであります。しかし、この時点におきましては、御承知のようにアメリカは軍事費を非常にたくさん使つておりますの

で、国税に多くの税負担をさくという事は、私は当然だと考える。そこで、アメリカが平和でありました当時の昭和九年から十六年、いわゆる戦争に入る前の状態を調べてみますとどういうことになっているかというと、国民所得に対して一・八・一％が租税の総額であります。そのうち連邦政府が取っておりますものが六・八％であつて、州及び地方の取つておるのが一・三％であるという事を記録は示しております。日本は、いま軍事費はほとんど要らないという事と語弊がありますが、かなり少ない。総予算のわずかに七・五％ぐらいしか使つておられない。そういたしますと、このアメリカの最も平和であつた時代といふ日本の現状とは、そう変わらない時代と解釈して私は差しつかえないと考える。そうなるまいりますと、税の配分というものは少しアメリカを見習つてもらつたらどうかということとを——何でもかでもアメリカに追従するのじゃなくて、こういう点をひとつアメリカに追従してもらつたらどうかということとを、私は総理大臣にお願いする。(拍手)

それから、そのほかの問題としてもう少し聞いておきたいと思ふことは、先ほどから河上君の質問に対していろいろ御答弁がございましたが、地方財政と地方の借金との現況並びに推移について、少し政府は考えていただきたいということとでございます。

この推移を申し上げてまいりますと、御承知のように地方債が、ちょうどこの白書にあります四十二年度の地方債は、普通会計と公営企業全部を合せてみまして四兆六百五十九億円になっております。ところが、四十四年度の財政計画を見てみますと、これが五兆二千五百四十五億円というより非常に借金がふえてまいつておることは事実であります。そこで、この借金がふえておるが、それなら、その借金の資金構成は一体どうなつておるか調べてみますと、四十一年度におきましては政府資金が六一・四％、市中銀

行その他から借り入れておられるものが三八・六％、四十二年度は政府の資金が五九・五％で、市中銀行その他から借り入れておられるものが四〇・五％、こうなつております。ところが、昨年の四十三年度の大体実績を見てみますと、政府資金が五九・三％、その他が四〇・七％という数字で、資金に対して利息の安い国の資金がだんだん減つていって、そうして利息の高い市中銀行をはじめとする一般債務がだんだんだんだんふえておるといふことが、この推移の数字によつて明らかになるのであります。これで一体よろしいかということとあります。この点は、ひとつ十分に考えてもらいたい。

そこで、もう一つこれを突っ込んで、それから地方債に対しては利率の推移を一応見てみましょう。これがどういふことになつておるかといふと、昭和四十一年度は年利六分五厘以上のものが二六・五％であります。その内訳は、都道府県分が三二・二％、市町村分が二・八％という数字になつておられて、しかも、八分のお金を借りておるのが十億円以上になつておるといふことが白書に書かれておる。さらに、これを四十二年度について見ますと、利率が六分五厘以上のものが二七・九％で、ここでは一四％ふえておるといふ事実であります。その内訳はどうなつておるかといふと、都道府県分が三三・三％で、市町村分が三二・五％、しかも、ここになつてまいりますと、八分以上の借金が五十三億円以上あるという事実であります。一体、地方の公共団体が八分以上の利息で金を借りて仕事をし、何ができますか。どうにもならぬでしょう。こういう実態が、今日のいわゆる地方債の利率の推移であります。この点についてどういふふうにお考えになつておるか、大蔵大臣なり、あるいは総理大臣から明確にひとつ答弁を願つておきたいと思ふのでございます。これはぜひ改良しなければならぬと私は考えておる。

その次に、私は、最後に参考までに申し上げて

おきたいと思ふことは、河上君の質問に対して、地方の財政がいかによくなつたようなことを言われ、また自治大臣は、ここで地方財政が非常に黒字に転向しているようなことを印象づけられておられますが、実際は、先ほど冒頭に申し上げましたように、いろいろな行政の要からくる財政需要の拡大というものは、これはいかなることはできません。しかし、その最も大きな問題として取り扱わなければならないと私が考えておりますことは、東京都の現状であります。その中で私が最も遺憾に感じておりますし尿処理の現況を、ひとつ皆さんに知つていただきたい。

それは、総個数が二百三十九千個ある。いわゆる便所の数であります。その中で、くみ取りをいたしておりますものが百二十二万八千個、この半分以上の家庭からくみ取つてまいりますし尿は、全部海上投棄をいたしておりますことは御存じのとおりであります。今日、世界のどの文化都市においても、近代国家としての都市において、これに日本の東京において、半数以上の便所からくみ取つたものが海上投棄をしなければならぬといふような実情で一体よろしいとお考えになつていかうかといふこととあります。(拍手)この実態をひとつよく見てごらん下さい。水洗便所の数はわずかに七十四万九千個、浄化槽が九万、その他浄化槽でもなければ水洗便所でもない、くみ取りもしていない、自家処理だと思ふますが、これが大体七万二千個ということが書かれておる。これは東京都の数字であります。このような状態が一体どうお考えになりますか。

さらに、それからもう一つの問題は、お勝手やそこらから出るごみの問題であります。東京のじんあいの処理の状況は、全体の七〇％が集められて海上の埋立に使用されておられます。夢の島で毎年毎年火が燃えておる、あのとおりである。わずかに三〇％だけが焼却炉において処分されておるといふこの実情、私は、こういう実情で、一体、東京が世界のキャピタルであるとか、ある

いは文化国家であるとかいふようなことがよく言えたものだと思つておる。(拍手)これは東京だけじゃありません。これは大都市に行つてごらん下さい。ことごとく言つていいほど、こういう状態になつておる。私は、こういう社会資本の非常に大きく欠乏しておるものに目をおつて、そうして単なる外観だけの地方財政が黒字であるとか赤字であるとかいふ議論をすること自体が間違つておると考えておる。

だから、この点について総理大臣からひとつ明確な御答弁を要求いたしまして、時間もまいりましたので、私の質問を終わらしていただきたいと思ふ。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 門司君にお答えいたします。

地方行政委員会に出席しろ、こういうお話でございます。これは平素から、私も、各委員会に出席するようにいろいろ努力はいたしております。しかし、どうも全部の要望にこたへることができなくて申しわけなく思ふ。本会議の席上において、たいへんこまかな実例等までお話しになる、これは私が委員会に出ておればおそらくそういう質問も簡単に済んだらう、かように思ふので、この点では、私たいへん申しわけなく思ふ。今後一そう努力いたしますから……

ところで、ただいま具体的な例をあげて、最近の地方行政のあり方についていろいろお話しになりました。よくわかつております。全く地方の行政需要は、社会、経済の発展が急激でございますから、それに対応したようにたいへん著しく変貌しておることは、これはたいへんお話しになつたとおりであります。いわゆる過密、過疎というより現象で表現されておりますが、それをただいまはわかりやすく具体的な点をとつてお話しになりました。たいへんありがたいこととあります。大いに勉強になったと思ふ。

私は、新たな行政需要が発生しておることにつ

いて全然無関心ではございません。また、これが今日の政治の根幹問題、国民生活に直結してある大事な問題だ、かように思っていますので、委員会にこそ出席はいたしません、これらの問題についてはそれぞれ対策を立て、また、その財源措置なども地方制度調査会及び税制調査会等を通じてよく承知しておるわけであり、これらにおきまして、今後とも、御指摘がありましたから一そうこれらの点について注意し、行政が充実するように、そしてまた、財源の手当てがまたそれに十分できるように、この上とも努力してまいらるつもりであります。

ことに、私が心を打たれましたのは、いわゆる補助金問題、これが陳情によって補助金がそれぞれつく、そのために行政がゆがめられる、また、行政官庁におきましても特別な権力を持つようになる、そこらに汚職すら出てくる、いろいろの御指摘がございました。これは私も、確かに補助金でものごとを片づけないうで、本来の筋で片づけるようにする、地方の財源は主として地方税でまかなうということが本筋だと思いますが、しかし、その地方税自身でも、地方住民の非常な負担になつてはならない、かように思っていますので、そこからは中央と地方と適当に税が配分されるように、ただいまちょうど地方制度調査会でもそういう点で検討し、ただいまのような弊害が生じないように努力したいと思えます。いずれ詳しくは大蔵大臣からお答えすることだと思えます。

次に、起債の状況についていろいろとお尋ねがありました。起債の状況についてでありましたが、詳しいことは担当大臣からお答えするといいたしまして、私は、この地方団体の建設事業に要する資金措置のために必要な起債は、できるだけの措置を講じてまいります。また、その償還のための財源につきましても、金利が高いというようなお話がございますが、これにつきましても、地方財政計画画十分考慮していくつもりであります。また、量、質両面におきましての改善も、政府資金ある

いは民間金融市場等各般の状況を勘案しながら、今後とも努力してまいらるつもりであります。

次に、東京都においてのし尿処理の状況あるいはじんあい焼却の問題など、具体的例についてお話がございました。御指摘のとおり、ただいまのような状況で、自然、し尿処理もできておらないものが七万二千個もあるとか、こういうような状態では、お説のとおり近代都市とはなかなか言えないんじゃないか、かように私は思っています。つい最近まで、このし尿処理の車が町中を通過していた時分に比べれば、最近はいくぶん改善はされまいたけれども、それでもなお近代都市というのには恥ずかしい思いがいたします。また、ごみ、じんあいの処理につきましても、なおもっと徹底させなければならぬもの、かように私は思っています。これらの点について、先ほど河上君にもお答えしたのですが、私は、地方財政が改善はされたけれども、十分だとは決して申しはおりません。やはり行政需要、これを十分まかなっていくのには、なおなおくふうしなければならぬ、かように思っておりますので、その点は誤解のないようにお願ひしておきます。(拍手)

(国務大臣福田赳夫君登壇)

○国務大臣(福田赳夫君) まず最初に申し上げます。地方行政委員会には今晚六時から出席いたしますから、さよう御了承願ひします。

地方財政が好転していない、実態を見ろというお話でございますが、社会資本の立ちおくれという問題を御指摘に相なつておることかと思ひます。私も、この日本の国づくりといいたしまして社会資本が非常に立ちおくれおておる、これを痛感し、かつ憂えておるものであります。さればこそ、財政面におきましても、この方面に最大といていくくらの努力をしておる、そういう状態でございますが、それにはやはり国民の負担力を伸ばしていかなくやならぬと思ひます。それはやはり経済の安定的な成長、発展、これが基盤になつていくわけでございますが、何とかして、いま社

会資本の立ちおくれという問題を解決したい、これが解決されるまでは、日本は先進国といえない、それくらいな感じを持つておるわけなんです。年々われわれの所得は向上していくと思ひます。また、一人当たりの所得も、いまの二十位なという状態ではなくとも思ひます。思ひます、しかし、そこで生活がよくなったかという、そうではない。われわれを取り巻く生活環境、つまり社会資本、社会的蓄積といふものがおくれおておる。これはもう全く門司先生と同感でございますので、さような方向で努力をいたしたいと存じます。

第二に、補助金を整理せよというお話でございますが、これは地方自治団体の自主性を強化するという上において、まことに大事な点であらうと思ひます。しかし、地方の住民の現実の感情からいふと一体どうなんだ。ことしも、そういうような考え方で、幾つかの補助金について、これを地方自治のほうへ回そう、こういう考え方を示しておるのではありません。そうすると、地方自治団体のほうから、まず地方住民のほうから猛烈たる反対がくるわけなんです。そういうようなことを考慮しながら、そう性急にはできませんことかと思ひます。それから、何とか地方に自主性を与えるという方向の補助金問題の処理、これは進めていきたい、かように考えております。

次に、税の配分の問題であります。国と地方団体との間の税の配分は、私はかなりよくいつておると思ひます。とにかく交付税と地方税とを合わせると、総財源の中で六四割を占めておるわけなんです。非常に高い自主財源を保有するに至つておりますので、国と地方との間にはさほどの問題はないと思ひますが、いま御指摘の府県と市町村との間の問題、これの検討を要するというところでございますが、私もあんまりこの問題詳しくございませぬので、なお自治大臣とよく相談してみたい、かように存じます。

が、これは一般会計においてはたいへん改善され、またそう悪くないと思ひます。しかし、自治団体全体として見るときに、まだ問題が多々あります。また、金利の問題、とにかくあります。ありますが、なかなかこれも名案がない。また、これは地方行政委員会等いろいろな御教示を願ひたい。こうお願ひをいたしまして、お答えをいたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 中野明君。

(中野明君登壇)

○中野明君 私は、公明党を代表いたしました、ただいま報告がありました地方財政の状況に關連しまして、総理並びに關係の大臣に質問をいたしたいと思ひます。

まず、四十二年度地方財政の決算報告によりますと、歳出規模は、国の四十二年度決算規模の増加率である一四・七％よりも下回つており、これは三十五年以来の緊縮型決算であると言われております。この理由として、白書は、第一に、公共事業費の繰り延べなど国の景気調整が響いた。また、特別事業債の廃止により地方債が前年より減少したこと等をあげております。国と同一の基調で財政運営を進めるとしておりながら、四十二年度地方財政計画の策定方針の中で、四十二年度の決算規模が、経済成長率や国の一般会計の伸長率よりも低下していることは、地方財政が国の財政の犠牲となつた結果であると思ひますのであります。この理由をどのように考えておられるか、承りたいと思ひます。

また、自治省の調査による地方公共団体の公共施設水準を見ますと、市町村道の改良率は二四％、舗装率はわずかに五％、下水道施設は二四％、また、ごみの処理率は四〇％という、きわめて劣悪な状態であります。地域住民の生活基盤の整備促進についての要望を満たすにはあまりにもほど遠い感じを受けるのであります。しかるに大蔵省等

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号 地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての演説に対する中野明君の質疑

七五〇

では、先ほど来も話が出ておりますように、地方団体の中でわざわざ黒字が出たことを理由に、財政の好転論を唱えて、地方財政の抑制をはかりたいと思っております。このような認識では、政府の掲げている町づくりや地域づくりは、とうてい達成することができないのみならず、総理がいとも言われる人間尊重の政治姿勢に全く相反する結果となっております。現在の地方財政では、最近の経済、社会の変化に即応して、地域住民の財政需要に十分こたえられないと思っておりますが、今後どのように対処していけるのか、総理並びに関係大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

次に、国と地方との年度間財源調整についてお尋ねいたします。

四十三年度において四百五十億円、さらに四十四年度は六百九十億円を国に貸し付ける措置を行っておりますが、四十三年度交付税の法案審議に際して、大蔵大臣は、この措置は四十三年度限りのことであると言明しております。しかるに、四十四年度において、またまた六百九十億円という巨額の地方財源を国に貸し付ける措置をとったのであります。これは先ほど来議論が出ておりますけれども、いやしくも一国の大蔵大臣が、しかも国会の本会議場において約束したことに反する措置をするということは、国会の軽視ではないでしうか。全く国民を欺瞞するものであると考えるものであります。

さらに、本年一月の大蔵並びに自治両大臣の覚

え書きの中で、今後はこのような措置は行なわないと約束はしておりますけれども、はたして今後絶対に行なわないと確約できるのかどうか、これは大蔵大臣並びに総理からも、明確なお答えが願いたいと思っております。

次に、過密都市の財源対策についてお伺いいたします。

都市部、特に大都市になるに従い、その人口は年々増加の一途をたどっており、もはや限界に達しております。最近の大都市財政は、産業及び人口等の集中に伴い、住宅、上下水道、公園等の公共施設の整備のほか、交通、騒音、汚水等の公害対策等の膨大な財政需要に対応できなくなり、本来財源の豊かな指定都市ですら、全部地方交付税の交付団体に転落しているのであります。その理由は、指定都市地域における税源配分が、国が約七三％、県は約一五％、市に至っては約一一％というように、指定市地域は膨大な財源があるにもかかわらず、わずかに一％しか入らない不合理な状態にあるためであります。これについては、税制調査会でも重視し、その不合理性を指摘し、すみやかに検討すべき事項として答申しているものであります。また、衆議院並びに参議院の地方行政委員会でも、昨年の地方税法の審議に際し、都市、特に大都市については、明年度において具体的に税源対策を講ずべきである旨の附帯決議を付したのであります。四十四年度における政府の税制改正においては、わずかに地方道路

譲与税の配分基準の改正、これによってたったの三十五億円の財源対策に終わっているものであります。このようなことなく手段だけでは、まさに焼け石に水といったのが、現在の地方の状態であり、都市、特に大都市の過密対策の財政需要に対処して、総理並びに大蔵大臣及び自治大臣の御所見を承りたいと思っております。

次は、過疎対策でございます。

経済審議会地域部会の調査によりますと、この中間報告で、現在、人口二万以下の町村では、おむね一年間に一％ないし二％の人口減少を経験しており、そのような町村は全町村の七三％、そこに生活する人口は全国の二五％に及んでいると述べております。また、三十五年から四十年の五カ年間に於ける人口減少率を見ると、三〇％を超えるものが多数あり、中には約半分の人口減少を記録しているところすらある現状であります。

このように、過疎といわれる地域では、年々人口の減少により、バス路線の廃止、学校の統廃合、これに伴う寄宿舎あるいはスクールバスの問題、また、医療に関しては、医師の不足による無医地区の増加、国民健康保険の赤字、さらには消防団員の不足という最悪の状態であります。緊急時には婦人さえも動員しなければならぬところも発生しているのが現状でございます。そして、年々村はさびれていく一方であり、国の強力な対策が望まれているにもかかわらず、現在の対策としては、山村振興法等により個々ばらばらに対処し

ているにすぎません。すなわち、抜本的総合対策がないゆえであります。そのため、十分な行政の推進ができず、財源対策もきわめて不十分であり、失望した人たちの流出は増すばかりであります。

このような状態では、過疎地域に住む人々は、生活、文化の向上を望むことは、とうてい不可能な状態下であり、憲法の精神からいっても、このまま放置できないというところまできております。政府は、これら過疎地域についての今後の具体的方途を明らかにしていただきたいのであります。これは、地方にとりましては非常に大問題でございますので、総理、大蔵、自治大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

次に、地方公営企業についてお尋ねいたします。

四十二年度末の事業数は六千七百七十一であり、これは前年度に比べて百二十七の増加であります。その決算規模は一兆四千三百十三億円で、前年度対比一四・九％の増加となっておりますけれども、経営面は、依然として赤字が続いております。この中でも、法適用企業の経営状態は、単年度においても三百七十一億円の赤字、前年対比五十八億円も増加しており、また、累積赤字は一千四百四十一億円の膨大な額にのぼっているのではありません。しかも、一般会計等他会計からの繰り出し額は、下水道、病院、交通あるいは水道、そして国民健康保険等で、地方公共団体の負担額は合

計約一千三百三億円の多額に及んでおります。このような実情にあるにもかかわらず、国と県は、わずかに二百三十六億円の補助しかしていないのが現状であります。今後、従来のように、単に独立採算制の原則を強行するだけでは、公営企業は、もはやその経営を維持することが不可能な状況であります。御承知のとおり、全国的に都市化の現象が進むにつれて、公営企業の必要性はますます大きくなり、今後の建設費等の投資額も増大することは必然であります。

また、再建団体に指定された企業職員については、他の一般地方公務員と同様なベースアップすらなかなか望まれないというような現状であります。最近の物価の上昇から勘案いたしますと、いつまでも経営赤字を理由に企業労働者のベースアップを押えることは、事実上不可能であります。現在の地方公営企業の赤字の原因は、単に内部の経営管理の問題だけではなく、企業を取り巻く外部的要素に基因するものであることを深刻に認識すべきではないでしょうか。(拍手)

そこで、地方公営企業対策としては、国庫補助対象の拡大及び引き上げその他で地方団体の一般会計負担を軽減するとともに、低利並びに長期の起債、その他元利補給をする等、抜本的な措置を直ちに講ずる以外に道がないと考えております。今後、これら公営企業に対して、政府はいたすに料金値上げ等をしている政策をやめて、ただいま申し上げました抜本策を講ずることにより、住民

福祉の向上につとめるべきであると考えますが、総理並びに大蔵大臣の考えを聞かせていただきたいと思ひます。(拍手)

最後に、米軍基地に関する問題についてお伺いしたいと思ひます。

昨年、わが党は百四十五カ所にわたる実態調査を行ない、各方面の関心呼び起こし、当本会議場においてもその一部を述べたのでありますが、地方行政財政においても、米軍基地による多くの障害が発生していることが、さらに明らかになっております。

まず第一に、米軍基地があるために都市計画に支障を来し、本来ならば、産業が発達し、住みよい都市づくりが可能であるにもかかわらず、逆に疲弊しているところが数多く存在するのであります。

第二に、米軍等の基地のため、関係地方公共団体は、米軍人、軍属等の必要な各施設の整備や渉外関係その他、いわゆる基地公害対策のため多額の支出がいられておるにもかかわらず、他方、収入面においては、米軍人の住民税は非課税であります。また、膨大な数にのぼる米軍人、軍属所有の車両の税金に至りましては、六分の一から八分の一近くに軽減されていることなど、はなはだ不合理きわまる実情であります。こういう点について、総理は御存じなのかどうか。

なおまた、基地交付金については、飛行場及び演習場の建物、工作物等、並びに米ドル資産が

算定対象から除外され、その他、本来、固定資産税並みの五十億円となるべきものが、その半分の二十六億円という、算定基準の立たない、俗にいうつまみ支給を行なっている現状であります。関係市町村の不満は目に余るものがございます。

以上のように、米軍基地をかかえた市町村の行政は極度に圧迫されているのであります。結論すれば、現在の防衛政策は、地方公共団体と周辺住民の犠牲の上に成り立っているといつても過言ではございません。公明党といたしましては、米軍基地は一日も早く取り除くべきことを主張しておりますが、取り除くまでの当面の問題として、基地が撤去されるまでの間、これら関係市町村に対して国はどのような対処していくのか、総理の御見解をお聞きしたいと思ひます。

以上、数点申し上げましたが、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。まず、四十二年度の地方財政の伸びが経済成長率より低い、かようになっているとの御指摘であります。これは四十二年度におきましては、公共事業費の繰り延べ等を中心とする景気調整策を実施し、地方財政にもこれに協力していただいたからであつて、決して地方財政そのものを軽視したからではないと思ひます。このことは、四十四年度の地方財政計画におきましては、対前年度一・八・

五%と積極的な姿勢を示しておることからも十分おわかりいただけるのではないかと思ひます。今後の地方財政、地方行政水準の向上のため、必要な財源措置につきましては、この上とも十分配慮してまいりたいと思ひます。

次に、大都市の財政需要の増加は、御指摘のとおりでありまして、このために、今回の地方税制改正におきまして、地方道路譲与税の譲与基準を改めて、大都市の道路目的税源の充実を行なうこととしたものであります。今後とも、その充実には努力してまいります。

次に、過疎対策につきましてのお尋ねがありました。いまここで簡単に一口で申せる性格ではないと、かように考えております。要は、道路網の整備その他基礎的生活環境施設の整備等、各般の施設を総合的に進めていくことであり、現在作業中の新全国総合開発計画におきましても、重要な課題としてこれを取り上げていくところであります。過疎対策は今後の重要な政策課題の一つとして、真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。具体的に取り組んでまいりたいと、かように思っております。この上とも御鞭撻のほどをお願いしております。

次に、地方公営企業の問題についてのお尋ねがありました。これは大蔵大臣に答えさせることにいたしました。私は、次の基地問題、基地周辺町村の財政の問題につきましてお答えしたいと思

います。

基地所在の関係市町村に対しましては、防衛施設周辺整備法による補助金の交付及び基地交付金等によりまして特別の財源措置を行なっているものであります。今後とも、実情に即した適切な配慮を払って、基地住民が特に不都合を、また不便をこうむることのないように、十分の措置を講じたいと思います。しかし、これはなるほど御指摘になりましたように、なお政府といたしまして、この上とも十分実情を把握して、そうしてそれぞれの対策なり必要な処置をとることが望ましい、かように思います。私のほうも基地点検——公明党に劣らないように、政府は機関を持っておりますので、そういう意味で、努力してまいるつもりであります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えを申し上げます。

まず、四十二年度決算におきまして、地方自治団体の決算の伸びぐあい、国のよりは少ない、その理由につきましては、お尋ねでございますが、これは白書に示されておりますとおりであります。一言つけ加えますと、そもそも予算は、経済計画、経済見通しを基礎にしてつくられるわけです。これは中央も地方も同じでございます。その予算を実行するわけでございますが、予算の基礎になりました経済見通しに変化があった場合におきまして、どういふ影響が中央、地方の財政に起

こるかとお申しますと、中央におきましては、その財源の主軸になっておる所得税、法人税、これがその所得の生じたその年度に収納になる、こういう関係から、直ちにその年にこの経済の伸び縮みの影響というものが出てくるわけです。ところが、地方財政の財源の主軸になっておる住民税の方は一年おくれになりますものだから、そこで一年おくれで景気の見通しとの違いが影響として出てくる、こういうことになる。それが四十二年度には端的にあらわれておる、かように御承知願いたいのであります。

第二に、四十四年度におきまして六百九十億円の交付税交付金を留保した、これはどういうわけかということでございますが、これはもう臨時異常の措置であります。今後はこういう形はやりません。別の調整方式を考えるということにいたしたいと存じます。

第三に、大都市の財源をどうするか、こういう問題でございますが、これは私としては、交付税交付金の任務が主軸になるべきものであるというふうに考えておるのであります。四十四年度におきまして、基準財政需要に都市需要というものを織り込むことに努力をいたしておりますが、また同時に、地方道路譲与税の配分につきましては、道路が都市におきまして非常に重大問題であるということにかんがみ、特別のくふうをいたすことにいたしておるのであります。

過疎対策につきましては、いま総理からお話が

ありました。これは過疎対策と同時に大問題で、長期的、全国的な一つの構想をつくらなければならぬと、いませつかく勉強中ではありますが、さしあたり四十四年度におきましても、あるいは集落再編モデル事業でありますとか、広域市町村圏整備計画でありますとか、また、在来山村振興計画でありますとか、さようなものに七百億円を上回る支出をすることにいたしております。これはむずかしい問題でありますので、ひとつ少し時間をおかしただきたいと存じます。

最後に、地方公営企業の問題は、先ほどもお答えしたところでございますが、これは企業体でありますので、とにかく、何としても独立採算企業経営というものを中心にやっていただきたい。しかし、これは公共的性格のものでございすから、適正に努力をいたしても足らずというところは、どうしても国や地方団体が援助しなければならぬ。それはもう当然のことでございます。これが無性格な援助になりますと、親方日の丸というふうなことになります。これは国家的に最も悪い結果になってくる、こういうふうに考えます。注意してまいりたいと存ずる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇〕

○国務大臣(野田武夫君) お答えいたします。

総理大臣並びに大蔵大臣からお答えいたしておりますので、なるべく重複を避けます。ただ、自治省を担任しておる私といたしまして、一、二触れておきたいと思いますが、たとえば、いまの大

都市の財源、これはもうすでに総理からお答えいたしましたとおり、四十四年度におきましては、地方税改正にあたりまして、地方道路譲与税の譲与基準を大都市の道路目的税源の充実を行なうというように改正いたしました。これでもって足れりと思っております。この問題は、やはり国、地方を通します財源の再配分とも関連いたしまして、今後とも十分この充実に努力したい、こう思っております。

過疎対策につきましてもお答えいたしておりますが、自治省といたしましては、すでに地方債の充ちあふいは地方交付税の配分、こういうものを通じまして、これは特に重点的に考えまして、林道とか農道を含む道路網の整備とか、飲料水供給施設、通学施設等、基礎的な生活環境施設の整備を行なうことにいたしております。今後も道路網の整備、あるいは従来から推進いたしておりましたいろいろな行政の措置を強力に進めるとともに、集落再編成、適地産業の振興等を検討いたしまして、できるだけ所要財源の一その充実をはかりたいと思っております。また、行政面で、特に過疎地域を中核とするいわゆる当該地域の広域市町村圏という構想も持っておりますし、あらゆる面におきまして過疎対策には最善の力を用いたと考えております。

米軍基地の問題、これもちょっとお触れになったようにございますが、これは御承知のとおり、防衛施設周辺整備法によりまして、補助金の交付

及び基地交付金の交付等によって財源措置を行なっており、基地所在におきます特別な財源需要に對しましては、今後、実情に適しましてひとつこれに財源措置をいたしたい、こういう考え方を持っております。

なお、地方公営企業の赤字解消でございますが、これは地方公営企業法に財政の再建の規定を設けてありまして、財政再建計画の承認を受けました企業につきましては利子の補給を行なっております。現在のところ、いわゆる御指摘になりました金利の低減とかその他に力をいたしたいと思っておりますが、直ちに国庫補助をどうするかということ、いまのところ考えておりません。

ただ、地下鉄につきましては、先ほどもお答えしておきましたが、これはばく大な建設費を要しますので、この地下鉄の事業に對しましては、この一部を国庫でもって負担するような措置をとってもらいたいというので、先ほどもお答えしたとおり、三大臣間の覚え書きによって、四十五年度の予算で積極的な姿勢に移りたい、こう考えております。

それから、公営ギャンブルの廃止の問題を御指摘になりましたが、今日まで公営ギャンブルにおける収益が地方財政に相当の寄与をいたしておることは、もう御承知のとおりでございます。しかし、いま相当の地方財政の財源にはなっておりませんが、やはり公営ギャンブルの性質そのものから考えまして、私は、しばしばお答えいたしております

ますとおり、その住民の自由意思によって廃止したいということであれば、何もこれを妨げるものではないと思いません。繰り返して申し上げますが、地方住民の自主的な判断によって決定してもらいたい、こう考えております。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

出席國務大臣

出席府委員

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
大蔵大臣	福田 赳夫君
文部大臣	坂田 道太君
厚生大臣	斎藤 昇君
運輸大臣	原田 憲君
郵政大臣	河本 敏夫君
自治大臣	野田 武夫君
國務大臣	荒木萬壽夫君
内閣法制局長官	高辻 正巳君
外務省アメリカ局長	東郷 文彦君
農林政務次官	小沢 辰男君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る十五日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十一回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る十五日、佐藤内閣総理大臣から石井議長あて、十五日議長において承認した胡子英幸を同日第六十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 中谷 鉄也君(理事神近市子君去る十五日理事辞任につきその補欠)

理事 畑 和君(理事猪俣浩三君去る十五日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 藤本 孝雄君(理事白濱仁吉君去る十五日理事辞任につきその補欠)

一、昨十六日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 高見 三郎君(理事藤波孝生君昨十六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の

辞任を許可した。

内閣委員

赤城 宗徳君	井出一太郎君
田中 龍夫君	野呂 恭一君
三池 信君	三ツ林弥太郎君
受田 新吉君	阿部 喜元君
竹内 黎一君	竹下 登君
谷垣 專一君	橋本龍太郎君
渡辺 肇君	小濱 新次君
地方行政委員	
法務委員	
西村 榮一君	岡澤 完治君
外務委員	
世耕 政隆君	永田 亮一君
毛利 松平君	赤城 宗徳君
井出一太郎君	石田 博英君
大蔵委員	
春日 一幸君	田畑 金光君
文教委員	
竹下 登君	岡澤 完治君
有島 重武君	田中 龍夫君
西村 榮一君	
社会労働委員	
八木 昇君	森 義親君
通信委員	
高橋清一郎君	古川 文吉君
安宅 常彦君	野呂 恭一君
三池 信君	八木 昇君

一、昨十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 伊藤惣助丸君 角屋堅次郎君 川崎 寛治君 楠崎弥之助君 山中 吾郎君 有島 重武君 地方行政委員 法務委員 中垣 國男君 竹下 登君 外務委員 渡部 一郎君 文教委員 原 茂君 竹下 登君 小濱 新次君 羽田武嗣郎君 加藤 清二君 農林水産委員 阿部 昭吾君 美濃 政市君 商工委員 加藤 清二君 原 茂君 運輸委員 箕輪 登君 矢尾喜三郎君 大野 市郎君		建設委員 阿部 昭吾君 美濃 政市君 久保 三郎君 稻村 隆一君 岡田 春夫君 平岡忠次郎君 安井 吉典君 (常任委員補欠選任) 一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 谷垣 專一君 橋本龍太郎君 竹下 登君 竹内 黎一君 阿部 喜元君 渡辺 肇君 吉田 之久君 三池 信君 野呂 恭一君 田中 龍夫君 赤城 宗徳君 井出 太郎君 足立 篤郎君 有島 重武君 地方行政委員 法務委員 岡澤 完治君 西村 榮一君 岡澤 完治君 外務委員 赤城 宗徳君 井出 太郎君 石田 博英君 世耕 政隆君 永田 亮一君 毛利 松平君 大蔵委員 田畑 金光君 春日 一幸君 文教委員 田中 龍夫君 西村 榮一君		小濱 新次君 竹下 登君 岡澤 完治君 森 義祝君 八木 昇君 通信委員 野呂 恭一君 三池 信君 八木 昇君 高橋清一郎君 古川 丈吉君 安宅 常彦君 春日 一幸君 浅井 美幸君 麻生 良方君 決算委員 毛利 松平君 斎藤 実君 石田 博英君 中尾 栄一君 議院運営委員 一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 渡部 一郎君 岡田 春夫君 平岡忠次郎君 稻村 隆一君 安井 吉典君 小濱 新次君 地方行政委員 法務委員 竹下 登君 中垣 國男君 伊藤惣助丸君 外務委員 羽田武嗣郎君 加藤 清二君 有島 重武君 竹下 登君 文教委員		原 茂君 農林水産委員 阿部 昭吾君 美濃 政市君 商工委員 原 茂君 加藤 清二君 運輸委員 大野 市郎君 久保 三郎君 箕輪 登君 建設委員 美濃 政市君 阿部 昭吾君 一、昨十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 石炭対策特別委員 多賀谷眞稔君 井手 以誠君 産業公害対策特別委員 松本 忠助君 (特別委員補欠選任) 一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。 石炭対策特別委員 井手 以誠君 産業公害対策特別委員 岡本 富夫君 (議案提出) 一、去る十五日、議員から提出した議案は次のと	
--	--	--	--	--	--	--	--

おりである。

交通安全基本法案(久保三郎君外十三名提出)

(議案付託)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号) 社会労働委員会 付託

ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号) 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

(緊急質問提出)

一、今十七日、提出した緊急質問は次のとおりである。

岡山大学における故有本宏警部補殉職等、公務執行中の警察官に対する暴力妨害事犯等に関する緊急質問(田村良平君提出)

米偵察機墜落事件に関する緊急質問(戸叶里子君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十五日、内閣から衆議院議員谷口善太郎君提出行政機関政府職員の名義に関する質問に対して、重要な問題を含んでいるので各項目について慎重に検討するため、昭和四十四年四月

三十日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 児童手当に関する重要事項を調査審議させるため、本省の附属機関として児童手当審議会を昭和四十六年三月三十一日まで設置すること。

2 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護婦、理学療法士、作業療法士、栄養士及び管理栄養士の試験の実施に関する事務を、新たに設ける試験委員につかざらせることとし、現にこれらの事務をつかさどっている審議会の整理等を次のとおり行なうこと。

(1) 歯科医師試験審議会、薬剤師試験審議会、保健師助産師看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会を廃止するとともに医師試験研修審議会を医師研修審議会に改めること。

(2) 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護婦、准看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験に関する重要事項を調査審議させるため、医療関係者審議会を設置すること。

(3) 薬剤師試験に関する重要事項を中央薬事審議会において、栄養士及び管理栄養士の試験に関する重要事項を栄養審議会において調査審議させるため、それぞれ審議会の権限を改めること。

試験に関する重要事項を栄養審議会において調査審議させるため、それぞれ審議会の権限を改めること。

3 精神薄弱者福祉審議会を廃止して、精神薄弱者の福祉に関する事項を児童福祉審議会に調査審議させることとする。

4 児童家庭局の所掌事務に、福祉に欠ける寡婦の福祉を図る事務を加えること。

5 社会保険庁の医療保険部で所掌している船員保険に関する事務のうち、年金給付の裁定事務を年金保険部の所掌とすること。

二 議案の可決理由

本案は、厚生行政の適正かつ能率的運営を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に、約二百九十三万円が計上されている。

昭和四十四年四月十五日

内閣委員長 藤田 義光

衆議院議長 石井光次郎殿

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、電話の利用者の料金負担の適正化を

はかるため電話の基本料及び近距離の通話料を改定するとともに、集団電話を法定する等の改正を行なおうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 基本料は、現在級局による料金区分が一段階になつてゐるのを五段階に統合するとともに、料金の水準を引き上げ、大局小局間の料金格差を縮小する。

2 準市内通話料を安くするほか、新たに低料金「近郊通話」を設ける等近距離通話料を引き下げる。

3 現在試行的に実施されている農村集団自動電話や集合自動電話を「集団電話」として加入電話の種類に加え、その提供条件等を定める。

4 特別加入区域内の加入電話の線路の附加使用料を廃止する。

5 普通加入区域外の線路設置費の負担方法を改める。

6 公社が指定する公衆電話から行なう市内通話は、三分で打ち切ることとする。

7 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。

なお、本改正に伴う当年度の基本料の増収及び近距離通話料の減収は、いずれも一四六億円と見込まれている。

二 議案の可決理由
本案は、公衆電気通信法の目的に照らして、

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議録第二十七号 議案に関する報告書

妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を付することに決した。

昭和四十四年四月十六日

通信委員長 井原 岸高

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

社会経済の発展、国民生活の向上等に伴い、電気通信の重要性が今後ますます増大することにかんがみ、政府並びに日本電信電話公社は、次の各項の実施につとむべきである。

- 一 加入電話の申込積滞の解消に努力すること。
- 二 集団電話の本実施にあたり、その円滑な運営を期するため、公社は要員の確保をはかるなど、サービスの維持につとめること。

右決議する。

農業振興地域の整備に関する法律案（内閣提出、第五十八回国会閣法第一〇一号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業の動向及び農業地域における土地利用等の状況にかんがみ、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認め

られる地域について、土地の農業上の有効利用、農地保有の合理化及び農業の近代化のための施設の整備に必要の施策を計画的に推進するため、農業振興地域の指定をし、及び農業振興地域整備計画の樹立をすることにより、この計画の達成のため必要な措置を講じようとするものである。

（一）農業振興地域整備基本方針

都道府県知事は、農林大臣の承認を受けて、その都道府県における農業振興地域の指定並びに農業振興地域における土地の農業上の有効利用、農地保有の合理化及び農業の近代化に関する農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

（二）農業振興地域の指定

都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、関係市町村と協議して、土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であり、農業経営の近代化の見込みが確実である等の要件を備え、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を農業振興地域として指定するものとする。

（三）農業振興地域整備計画

1 農業振興地域の区域の市町村は、都道府県知事の認可を受けて、次の事項を内容とする農業振興地域整備計画を定めるものとする。

- （1）農用地等として利用すべき農用地区域とその区域内の土地の農業上の用途区分

を定めた農用地利用計画

- （2）農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- （3）農地保有の合理化のための農地等に関する権利の取得の円滑化に関する事項
- （4）農業の近代化のための施設の整備に関する事項

2 都道府県は、関係市町村の同意を得て、

農業生産基盤の整備及び開発、農業の近代化のための施設の整備に関する事項でその受益の範囲が広域にわたるもの等についての農業振興地域整備計画を定めることができるものとする。

（四）農業振興地域内の土地利用

1 市町村長は、農用地利用計画に従つて土地の利用がなされるよう、土地利用についての勧告及び農用地利用計画に従つて土地の利用をしようとする者と所有権者等の協議についての勧告をすることができるものとする。

2 1の協議がととのわない場合には、都道府県知事に調停を求めることができるものとする。

3 農地等についての農地法による転用許可に関する処分は、農用地利用計画に従つて行なうものとする。

4 農業委員会は、農地等についての権利の取得が農地保有の合理化に資することとな

るようにあつせんを行なうものとする。

（四）援助

1 国及び都道府県は、農業振興地域整備計画の作成及び達成のため、助言、指導、資金の融通のあつせん、その他必要な援助を行なうものとする。

2 生活環境施設の整備、国の普通財産の譲渡貸付け、国有林野の活用、市町村長の勧告等に従つて行なわれた土地の譲渡及び取得についての所得税及び登録免許税制上の特例規定を設けるものとする。

二 議案の可決理由

最近における農業の動向等にかんがみ、本案の措置は時宜を得た適当なものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

農業振興地域の整備に必要な経費として、昭和四十四年度一般会計予算に一億五千八百四万八千円が計上されている。

昭和四十四年四月十六日

農林水産委員長 丹羽 兵助

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

農業振興地域の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、国民食糧の安定的供給確保を使命とする農業の振興がはかられるよう、左記各項の実現に十分留意して、その適正な運用を期すべきである。

記

一 本制度の運用に当たっては、全国的視野から、その指針となるべき「農業生産の地域分担のあり方」を明らかにすること。

二 農業振興地域の指定および同地域整備計画の策定については、特に地域の実情に即応して未利用地、水資源の活用が図られるよう積極的に指導すること。

三 指定地域に対しては、国の農業施策を総合的に集中実施し、特に農業の近代化、機械化に即応する生産基盤の整備を一段と促進するため、これに対する国の高率補助について検討すること。

なお、指定地域以外の地域における農業のあり方については、慎重な配慮のもとに指導すること。

四 本制度の目的達成上、特に左の諸点の実現に努めること。

イ 農村における道路、住宅、通信、保健衛生施設等都市に比して立遅れの著しい生活環境施設の整備の促進を図ること。

ロ 農業委員会のある等による土地の取得については、税制上、金融上特別の措置を講ずること。

ハ 新都市計画法に基づく市街化区域、市街化調整区域と農業振興地域との関係を明らかにして農用地の保全、利用に支障なからしめるとともに、地価対策について特に配慮すること。

右決議する。

衆議院会議録第二十六号中正誤

ベ	段	行	誤	正
セ	一	（末七）	採決	採決
セ	二	（六）	見直し	見直し
セ	二	（四）	見直し	見直し

昭和四十四年四月十七日 衆議院會議錄第二十七号

七五八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円 (送料別)
発行所 東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八一 四四二一(大代)